

平成25年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

平成25年 6月19日（水）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成24年度京丹波町繰越明許費繰越計算書
- 第 4 議案第46号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の制定について
- 第 5 議案第47号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第48号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第49号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約について
- 第 8 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 9 閉会中の継続調査について
- 第10 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 小田 耕治 君
- 2番 篠塚 信太郎 君
- 3番 村山 良夫 君
- 4番 梅原 好範 君
- 5番 横山 勲 君
- 6番 山田 均 君
- 7番 東 まさ子 君

8 番 岩 田 恵 一 君
9 番 松 村 篤 郎 君
1 0 番 坂 本 美 智 代 君
1 1 番 西 山 和 樹 君
1 2 番 原 田 寿 賀 美 君
1 3 番 北 尾 潤 君
1 4 番 森 田 幸 子 君
1 5 番 山 内 武 夫 君
1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

| | |
|---------------|---------------|
| 町 長 | 寺 尾 豊 爾 君 |
| 副 町 長 | 畠 中 源 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 谷 口 誠 君 |
| 参 事 | 岩 崎 弘 一 君 |
| 参 事 | 野 間 広 和 君 |
| 瑞 穂 支 所 長 | 中 尾 達 也 君 |
| 和 知 支 所 長 | 榎 川 諭 君 |
| 総 務 課 長 | 伴 田 邦 雄 君 |
| 監 理 課 長 | 木 南 哲 也 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 山 森 英 二 君 |
| 税 務 課 長 | 堂 本 光 浩 君 |
| 住 民 課 長 | 下 伊 豆 か お り 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 岡 本 佐 登 美 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 山 田 由 美 子 君 |
| 医 療 政 策 課 長 | 藤 田 正 則 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 久 木 寿 一 君 |
| 土 木 建 築 課 長 | 十 倉 隆 英 君 |
| 水 道 課 長 | 山 田 洋 之 君 |

| | |
|-------------|-----------|
| 教 育 長 | 朝 子 照 夫 君 |
| 教 育 次 長 | 藤 田 真 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 船 越 肇 君 |

6 出席事務局職員（2名）

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 長 澤 誠 |
| 書 記 | 山 口 知 哉 |

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番議員・岩田恵一君、9番議員・松村篤郎君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において各委員会が開催され、提出議案の審査等について協議されました。

また、総務文教常任委員会においては、高機能消防指令システム等について、現地踏査が実施されました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、全員協議会が、またその後、議会広報特別委員会が開催されます。議員の皆さんには、大変ご苦勞さんですが、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成24年度京丹波町繰越明許費繰越計算書》

○議長（野口久之君） 日程第3、報告第1号 平成24年度京丹波町繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

町長の報告を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

議員各位には、連日、熱心にご審議いただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

それでは、報告第1号 平成24年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について、説明させ

ていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として、第1回議会定例会で議決いただきました一般会計 介護施設等整備事業ほか11件、水道事業特別会計 水道事業ほか2件の翌年度繰越額の総額16億8,849万5,000円であります。

これらに充当します財源は、既収入特定財源1,220万円、国府支出金8億1,842万5,000円、地方債7億4,690万円、その他の財源2,200万円、一般財源8,897万円であります。

以上、報告第1号の説明といたします。

○議長（野口久之君） 以上で、報告を終わります。

《日程第4、議案第46号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第46号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

東君。

○7番（東 まさ子君） 常任委員会でもお聞きしていたわけでありましたが、京丹波町の子ども・子育て審議会の設置ということで、条例が上がっております。一つ資料につけていただいているわけでありましたが、その一番最後のページに、Q&AのQ2のところに、「教育、保育を受けようとする子どもの保護者の方は、市町村から保育の必要性等の認定を受けることとなります」ということで、「認定に応じて希望する施設を選択」というふうに書いてあります。今まででしたら、保育に欠ける子どもたちは、自治体が責任を持って保育をしなくてはならないというふうになっていたわけでありまして。

今回、認定ということで、認定によって保育の形が変わるのかどうか、その点についてお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの東議員さんのご質問の件でございますが、これまでは、児童福祉法で言いますと、就労していることを条件に、保育をするということに

なるんですけれども、今回の子ども・子育て支援法による保育につきましては、「保育に欠ける」ではございませんで、「保育を必要としているかどうか」ということになるんですね。ですので、保護者の方が申し込みをされたときに、どういう形のものかということ、今ですと、就労していなければ入れないということになるんですけれども、そうではなくて、今、就労の形がさまざまございますので、その形に合わせて保護者の方に必要な保育、教育をしていただくというのが考え方でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 今、いろいろと保育団体の皆さんからは、認定をされるということで、保育を受ける子どもたちに格差ができる、昼までしか働いていない保護者でありましたら、今まで一日保育を受けておれたのが、それが困難になるとか、そういうことが心配されたり、また、保育環境ですね、子ども一人に面積とか、先生の数とか、保育士さんの数とか、いろいろ規定が決まっているわけですが、そういうものが緩和されるとかということで、これまでよりも民間の企業の参入でありましたり、これまで以上に保育を受ける環境が悪くなるのではないかというふうなことが心配されているということが一つあるので、それは指摘をさせていただいております。

そういう中で、今回は、子どもたちのそういう保育事業計画をつくるために、この審議会を設置されているということでもあります。より多くの皆さんの意見が反映されて、よい保育環境ができるように、ぜひとも願うわけですが、公募による町民さんの必要な数というのは、どのようになっているのか、また、第2条の2で、実施状況を調査、審議するということになっております。調査方法でありますとか、対象者の数とか、改めてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 公募による委員さんをとということでございますが、現在、20名以内のところ、それぞれ保護者の方や、それから、子ども・子育てに関する団体の方々から選任するという形をとっておりますので、1名ないし2名というふうに考えているんですが、団体の委員さんのところで、20名以内におさまるところで公募の委員さんは考えておるところでございます。

それから、第2条の分につきましては、平成25年度にニーズ調査を実施するというところで、平成25年度予算でも計上しておりますが、就学前の保護者の方、それから小学校までの方を対象としまして、現在、国から、それから京都府も一定、必要なことについて保護者

の方にご意見を伺うということをしておりますので、国、京都府、それから京丹波町においての子ども・子育てに関する必要な項目につきまして、保護者の方々にご意見を伺うニーズ調査を、今年度中に実施をする予定で現在進めているところでございます。

数といたしましては、そういうことですので、小学校6年生までの保護者の方々を対象としております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私も1点、伺っておきたいと思うんですけども、資料でいただきました「おしえて子ども・子育て支援新制度」というのを見ますと、課題の2の中で、子ども・子育ての支援新制度の財源はというところで、消費税率の引き上げによる増収分のうち7,000億円程度の財源を確保すると、さらにその他の財源を含む1兆円の財源規模と、こうなっておるんですが、消費税が上がらなかつたら財源確保はできひんということになるんじゃないかと思うんですけども、こういう子育て支援というのは、国の大きな課題というんですか、優先する課題ではあるわけですけども、しっかり消費税に頼らないで財源を確保するというのは当然だと思うんですけども、これは、どういように理解をすればいいのか、消費税の税率が引き上がらなければ、財源確保ができないということになるのか、国が出しておるパンフレットではありますけども、ちょっとその点について、伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 国のほうで、必ず子ども・子育てに関するものにつきまして、財源を確保するということで、消費税率引き上げによつての増収分のうちの7,000億円程度を見込むと。今回、平成27年の4月からということですけども、最短で、そこからできるようにということで、国からの方針もございまして、それぞれ全ての市町村がこれに向けて準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） よくある質問にお答えしますというところであるように、今もありませんでした平成27年度に本格的スタートということで、消費税が10%にということに合わせてなつておるんですが、例えば、これが実施できなかつたら本格的スタートはおくれると、こういう解釈でいいのかどうか、関係なしに平成27年にスタートするということなのか、その点は伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 想定はいろいろございますけれども、やはり、平成27年度4月に実施するというので、現在は進めておりますので、それができないかどうかというところにつきましては、まだ国のほうからは、これということはありませんので、平成27年4月にスタートするというので、現在のところは進めております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 先ほど、説明の中で、これまで保育で預かっていただくのは、就労しておらないといけないということでありました。今回は、就労にかかわらず保育が必要とするのであれば、預かっていただけるという制度だということのように理解しているんですけども、先ほど東議員からもおっしゃったように、なかなか不安の声も聞くということでもあります。

そういった保護者の代表の方も、この審議会の中に入られるんやと思うんですけども、そういった声は、そういった審議会の中に、保護者の方とかを通して上げていただくということになるのか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいま、坂本議員さんからお話ございましたように、そういうご意見を伺うための審議会がございます。

国が今施設型給付とか、いろいろ出ているんですけども、保育所や幼稚園以外に、地域で家庭的保育ですとか、事業所内保育ですとか、小規模、それから居宅、小さい市町村ですと、なかなかないんですけども、そういうものも徐々には整備をして、子育てをされている保護者の方の支援を、この計画の中で実施し、財源につきましても、それに充てるというのが、今回の子ども・子育て支援法の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 子どものサポート事業が、国のあれでできているんですけど、それとの兼ね合いとしては、どうなるのか。預かっていただけない子どもさんを社協を通して、それぞれのおうちで預かっていただく、そういったサポート事業がありますね、それとの兼ね合いというのは、どうなるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） サポート事業につきましても、この子ども・子育て支援事業の中に含まれておりまして、計画の中に、のびのびですとか、それ以外にも市町村で実

施していますさまざまな子育て支援の事業をこの中に組み込んでいきまして、市町村が確認するという表現をしているんですけれども、そういうことをしますと、きちんとした財源確保になります。

保育所とかは、認可とか無認可とかあるんですけれども、認可につきましては、市町村では認可はできませんので、都道府県で認可なんですけれども、認可された保育所やさまざまな事業所ですとか、そういうところで市町村が、ここが市町村として確認すると、今のところそういう表現なんですけれども、それをすることによって財源がそこへきちんと確保されるというシステムになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第46号を採決します。

議案第46号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第47号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第47号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） ちょっと1点、お尋ねしておきたいと思うんですけれども、今回の条例

改正で、いわゆる施行日というのが、平成25年8月1日から施行するということになっておりまして、経過措置としては、この条例の施行の際、現に任用している外国人指導助手の報酬については、なお従前の例によると、こういうことになっておるんですが、これからすると、今、お世話になっております外国語指導助手の方については、これまでどおりの月額30万円ということになると思うんですけど、8月1日から施行というのは、何か特別な理由があるのか、今、お世話になっておる方が任期が切れて交代されると、そういうことからこういう8月1日施行ということになっておるのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 8月1日施行の部分でございますけれども、契約が8月2日で切れるということから、8月3日からの効力ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今の答弁によりますと、8月2日に切れるということなんですけども、そうすると、この条例が新たに制定されたものが適用されるという、そういう解釈でいいのか、現在、任用されている方が一たん切れるということで、新たに契約すれば、8月1日からの条例が適用になると、こういう解釈なのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 1名につきましては継続して任用いたしますので、従来どおりの措置ということになりますし、もう1名につきましては、新たに任用いたしますので、この条例が適用になるということでございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） この条例改正は、物すごくいいことだと思います。

一律だったのが、2年、3年、4年と経験を積んでいくたびに報酬が増えるということで、来ていただく外国人も、要領もわかって、もっとここにいたいと思ってここに残ってくれる方だと思いますので、こんな感じで報酬が増えるというのはすごくいいと思います。

いいと思うんですけど、僕自身の中1から6年間英語を勉強していながら、全く英語をしゃべれないんですけど、何か外国語指導助手さんを雇われて効果みたいなものというのは、目に見えてあるんでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 外国の方の指導助手ということで入っていただいていることによりまして、非常に今の外国語、特にコミュニケーション能力といいますか、積極的にコミュニ

ケーション能力を育成するということがございます。

そういった意味で、ネイティブな発声なり発音なりをしっかりと聞くということも大事でしょうし、また、実際に外国の方がそれぞれ生活をして日本の文化とか、あるいは言語の違いなんかも直に聞くことによって、理解を深めるという意味で、ALTの方を導入することにつきましては、かなり大きな意味があるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 日本人が、海外で成功するために、2段階やっぱり必要だというのは、以前から指摘されていると思います。例えば、交渉するのに、交渉の能力と英語力、あと、例えば、芸術分野でも芸術の能力と、またモデルさんを使うんだったら、その交渉、コミュニケーション能力ですね、語学力がないために、交渉するのにも通訳を連れて行って、そのまま交渉力を発揮できなかつたりするというのも指摘されているんで、僕みたいに読むのはできるけどしゃべれないみたいな感じにならないように、こんな感じでやっていくのはいいかなと思うんですけど、ちょっと細くなるんですけど、具体的に、こんなことをやられているというのがあったらお願いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在、ALTの方につきましては、小学校5年生、6年生、それから中学校に入らせていただいておりますけれども、特に小学校の五、六年生、できるだけ早いこと、そういった話したり、あるいは聞いたりする、なれるということがございます。それぞれ、小学校段階では、いろいろな数を覚えたり、あるいはジェスチャーを使って表現したりというふうなことで、できるだけ相手に身ぶり手ぶりでジェスチャーをしながら、相手に伝わるような、そういった力をつけていくということで、小学校でこういった力をつけることによって、中学校、高校生におけます外国語の習慣学習につながるコミュニケーション能力の素地をつくるということで、小学校にも入らせていただいております。

これから、日本の英語力というのは、海外に比べても少し落ちるというようなことも相対的に言われておりますので、今、国のほうでは五、六年生、英語をやっておりますけれども、4年生以下からも少し始めてはどうだろうかというふうなことも議論されておまして、これからグローバル化社会になっておりますので、より外国語の力をつけていくことにつきましては、小学校、中学校、高校全体を通じて、レベルアップをしていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、教育長のほうから答弁がありました。頭のやわらかいうちから、常任委員会でもお聞きしたんですけれども、そういった英語力を、コミュニケーションをとることが大事ということをお伺いしましたが、国のほうでも1年生からというような声も上がっております。

教育長といたしましては、小学生大体何年生ぐらいからでしたら、今は5、6と高学年であります。そのくらいから英語力をつけたほうがいいのではないかと、教育長の思いでよろしいので、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 私も、実際に何年生ぐらいからやれば効果的かなということは、少しまだわかりかねますけれども、できるだけ早い時期からやるということは非常に大事なうと。

先ほどもありましたように、聞くとか話すとか、読むとか書くという、そういった領域がありますけれども、やはり、しっかり耳で覚える、そしてまた、それを話すということが、先ほど言われましたように、コミュニケーション能力をつけることにつきましては、非常に大事ですので、小学校のできるだけ早い段階からなれていくことのほうがいいのではないかと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第47号を採決します。

議案第47号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第48号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第48号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 本条例の第2条であります。施設の名称を定めておきまして、その名称が京丹波町地域振興拠点施設ということでございますが、名称というのは、大体固有名詞が使われておきまして、これは施設の目的を表現したものでありまして、固有名詞ではなく、名称とは言えないのではないかなというふうに思っています。

施設の設置及び管理条例でございますが、例規集に約50施設ほどが制定されておりますが、名称は全て固有名詞でありまして、それぞれ名称を聞くだけで、大体どのような施設なのか、場所がわかるというような名称がつけられております。

名は体をあらわすという言葉もございますが、地域振興拠点施設では、全くどのような場所なのか、施設なのか、イメージが全く湧かないということでありまして、例規を作成する場合、庁内に法令審査会といったものが設置をされていないのか、そこで審査されたのかをお聞きをいたします。

また、なぜ固有名詞をつけられなかったのか、その経緯についてもお聞きをいたします。

第2点目は、基本契約では、施設の運用1年前までに設置及び管理条例を制定するというふうに定めておきまして、まだ、それまで大体9カ月余りございますし、当然、本施設の建設工事というのは、これからまだ工事の契約が議決されるわけでありまして、聞きますと、平成25年4月から着工というような見込みでもございますし、完成は平成27年3月末でありますので、現時点では敷地の造成工事の一部されておりますが、ほとんどできていないと。施設も全く影も形もないこの時点で、設置及び管理条例を急いで制定されようとしている理由は何なのか、この2点についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 施設の名称の件でございますが、まず、この本名称につきましては、計画時点から、地域の振興の拠点とする施設ということで、計画等を行ってきたところでございます。

そういった意味も含めて、本町の有料道路に対する玄関口ということで、そこから本町へ人を呼び込み、町をPRしていくという意味も含めまして、京丹波町地域振興拠点施設という名称にさせていただいたところでございます。

なお、この名称等につきましても、例規審査会等に諮りまして、検討いただいたところでございます。

あと、全員協議会でも申し上げたところでございますが、条例上の正式名称につきましては、京丹波町地域振興拠点施設として運用していくこととしておりますが、本施設につきましては、道の駅の登録を目指してございまして、その道の駅の登録名、愛称につきましては、公募によりまして、決定していき、PR力のある名称にしていきたいというふうに考えております。

あと、この時期に設置管理条例の制定ということでございますが、この施設につきましては、通常ですと運用開始前に定めることが多いんですが、本事業につきましては、DBO方式で実施することとして進めております。

今議会をお願いしております工事請負契約と維持管理運營業務委託契約を同時に契約することと、あと施設の指定管理者として維持管理運営を担う特別目的会社を指定し、設計の段階から指定管理者として施設の整備等にも当たっていただき、また維持管理運用面も、施設を整備していく上で重要な観点になると考えますので、そういった意味からも、本条例を制定しまして、指定管理者の指定も同時に行い、事業を進めていくこととしたところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 当初から、名称は地域振興拠点施設ということできたということですが、私も資料をもらっていますが、（仮称）ハイウェイテラス・京たんぼというのは、どないなったんかと。このことについて、お聞きをいたしたいと思います。

それと、町内に設置されている施設のほとんどが、地域振興拠点施設であるというふうに、私は認識してございまして、固有名詞でない名称の設置管理条例は不備であると思っておりますし、施設の運営が始まります平成27年4月まで、まだ1年9カ月以上あるわけでありまして、愛称は公募されると聞いておりますが、名称も公募するなりしまして、今後、名称を変更される考えはないか、この2点についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） ハイウェイテラス・京たんぼというネーミングにつきましては、基本計画の中で、それも愛称といいますか、通称名という形で使ってきたところござ

いまして、今回、まず一つには、本線との連結申請を本年度中に行うこととしております。連結申請を行う上で、建物の整備の計画図面等をしっかりと作成しまして、現在、連結予定者ということで通知をいただいておりますので、実際に、連結予定者から連結者として認可をいただくために、名称及び施設の計画を、はっきりとしたものをつくりまして、本年度中に国土交通省に対しまして申請することとしております。

ハイウェイテラス・京たんぼという名称につきましては、今後募集する中で、そういった愛称で公募されることもあるかと思うんですが、ハイウェイテラス・京たんぼという名称につきましては、あくまで通称名で運用してきたものでございます。

あと、条例の件につきましては、現在のところでは、地域振興拠点施設という名称で条例を制定しておりますので、実際に広くPRしていく部分につきましては、これから公募いたします愛称名が使われることになるかと思っておりますので、現在のところは条例の改正といえますか、まだ認めていただいておりますが、現在のところは、この名称でお願いしたいというふうに考えております。

本日、お願いしております条例で、制定いただきましたら、この施設名で将来的にも行っていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） この名称で条例改正もしないということではありますが、しかし、この名称というのは、今後少なくとも15年間は使われるわけでありまして、後世の人に「誰がこんな名称を決めたのか」と言われるのは、禍根を残すことになってしますので、先ほども申しましたように、（仮称）ハイウェイテラス・京たんぼというのは、いい名称だと思っていますし、また、国交省が仮称とします「丹波PA」という名称ですね、これはぜひ入れて、条例改正を将来されるべきだということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（野口久之君） ほか、ございませんか。

村山君。

○3番（村山良夫君） この条例の第19条に、多分これが期限の利益に関する項目だと思うんですが、契約を解除された期間が、もしも半年間であった場合、町が請求できる使用料というのは何ぼになるかということと。

それから、この文書の中に、別表に掲げる額の範囲内においてとあるんですけども、別表というのは、ついているんですけど、これは第14条関係となっていて、第19条関係の別表というのはついていないように思うのですが、この点、2点、どうなっているのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 指定管理者の指定をいただきましても、実際の運用は、現在のところ平成27年の4月1日より運用ということとなっておりますので、それまでに取り消しがあった場合につきましては、金銭的なものは発生しないというふうに理解しております。

あと、利用料金の部分につきましては、これも指定管理を行ってからの部分につきましては、別表をつけておりますが、この施設の利用料金を徴収するということになります。

ただ、指定管理の指定は、議会の議決を得たときからお願いすることになるんですが、施設の運用自体は平成27年4月1日からということになりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） ちょっと質問の内容が、聞き方が悪かったのかもわかりませんが、当然、この条例というのは開始されてから発生するもんだと、このように思うんです。

その場合、極端に言えば、15年間の契約ということになるわけですね。その場合、例えば、10年目に何かの都合で、というのは、そこに書いてある条例に関しまして、解約になった場合、次の契約までの間に、半年間かかったと仮定した場合は、使用料は、極端に言えば2,500万円の半年分、1,250万円が請求できるのかどうかということが聞いたかった。そのための表が、別表というのがついていると思うんです。これを審査するのに、別表を開始してからつけますという話では、審査のしようがない、検討するしようがないというふうになると、このように思います。

それと、もう1点、先ほど私が仮説で言いました2,500万円の半年分ですから、1,250万円は使用料として請求できるということとしまして、これを担保する条例というんですか、条項はつけておく必要がないのかどうか。その2点、お聞きします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 19条の関係につきましては、指定管理者の指定を取り消した場合の特例ということで、これに係りますものは、第14条で、利用料金を明記しておりますが、この部分を指定管理者の指定を取り消した場合は、町長が特例として利用料金を徴収するという意味のものでございます。

あと、施設の使用料の件につきましては、当然、施設を管理していただいた部分につきましては、その部分の収益等がございますので、その途中でモニタリング等を行うことになるんですが、その部分につきましては、当然、施設の使用料としておさめていただくというこ

とになります。

あと、担保するものということでございますが、その部分につきましては、維持管理費の1割、10%ということで入札を行っております。

また、そういった形で契約を行って、保証金としては1割ということで定めて契約を行うこととしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） そうすると、使用料のこと以外というのは、それを利用するものに対することだということで、この契約によって町が受ける期限の利益ですね、15年間2,500万円を使っていただくということについての期限の利益というのは、条約上何もないと、こういうことでございます。あるのは、先ほどおっしゃったように、年間の運営費用を別途資料によりますと、3,380万円ほどの10%、300万円余りということになるということなんです。

ところが、現在、竹野にあります食彩の工房ですか、あれが5年契約で3年で解除になりまして、もう3カ月たちまして、町長の話によりますと、10月にはめどが立つというような話をされています。これでも半年間かかるわけですね。3,000万円の10分の1ということは、1カ月ちょっと分運営、そうすると、途中で解約になった場合、次の人を選ぶのに、どれぐらい期間がかかるかというのは、食彩の工房で勉強したはずで、1カ月で次の人がずっと決まるということはありません。そうすると、そういう期限の利益、15年間の期限の利益というのは、お互いに15年間利用しはる人も借っておく権利があるのと一緒で、貸しているほうも、15年間は約束した金額を払っていただくという期限の利益を担保する条約というか、条例はこの中に入れるべきだと思うんですが、最後に、それは入れる必要がないのかどうか、ない場合は、なぜ入れる必要がないのかどうか、その点、お聞きします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 議案第48号でお願いしておりますのは、施設の設置管理条例でございまして、今、いろいろご質問をいただいた点につきましては、新たに契約をしていく部分の契約の関係になるかというふうに理解いたします。

この条例につきましては、あくまで公の施設として、この施設を設置管理していくためのものがございますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 何点かお尋ねしたいというふうに思います。

まず、第1条の関係でございませうけども、これは、ほかの委員会とかでもお聞きしたんですけども、道路利用者の設置ですね、道路利用者の利便性の向上に供するとともに、本町の農産物及び地域特産品の販売並びに地域情報の発信等による云々の条なんですけども、これは、本来この施設を設置する目的というのは、やはり本町の農産物とか特産品の販売、それから、地域情報の発信、人と人との交流を促していくと、このことが一番の設置の目的じゃなかったかというふうに思うんですけども、道路利用者の利便性の向上に供するというところを頭に持ってきたというか、主たる設置の目的というところに持ってきた、その理由をまず1点目、お伺いします。

それから、2点目なんですけども、第3条の関係なんですけども、この拠点施設は維持管理をしていく施設になるというふうに思うんですけども、この中に、主に建物とか、構造物の中でも施設的なものが主な内容に入っているわけなんですけども、調整池という非常に大きなものが、この維持管理の中に入っているというふうに思うんですけども、具体的にそれぞれの施設を、どのような形で維持管理をしていくのかということは、別の何かで取り決めがされるのかどうか、その中に調整池をどういう形で維持管理していくということになっているのか、例えば、これ、ごっつい池ですので、草刈り一つするんでも大変やないかなと思うんですけども、その辺のところの維持管理の方法について、取り決めがされる予定なのか、またはされているのかどうかという点をお伺いします。

それから、第8条の関係なんですけども、ここで指定管理者の指定の手続については、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の定めるところによるということ、条例が書いてるわけなんですけども、まず、公の施設というのは、今回の地域振興拠点施設が公の施設ということに当てはまるのかどうかということと、それから、この条例に定める指定管理者の指定手続というのは、どのような手続なのか、この点をお伺いします。

それから、先ほど村山議員からも話がありましたけども、指定管理者の指定の手続、指定を取り消した場合という条項があるわけなんですけども、これに関連してお伺いしますけども、今回の指定管理者につきましては、契約期間が15年間と、非常に長い期間になるわけなんですけども、この間、どういう事態が発生するかというのは、想定ができなくて、ひょっとしたら指定管理者の取り消しをしなければならないというふうな事態も発生する可能性もゼロではないというふうに思います。

ここに書いてある項目につきましては、指定管理者を取り消したら、あとは町が使用料とかとりますよという条項だというふうに思うんですけども、この指定管理者を取り消した場合に、今回、選定事業者ということで、サンダイコーグループが選定をされております

けども、この代表企業といいますか、選定事業者と基本契約を結んでいくということと、それから、もちろん工事関係、議案にも出ておりますように、設計建設工事共同企業体とは、設計建設工事請負契約について、それプラス指定管理者の指定という形になるんですけども、ここが取り消しになった場合には、そのほかの基本契約とかいうのは、どういう形になるのか、この点をお尋ねします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、第1条の設置のところでございますが、前文に、道路利用者の利便性の向上に供するという文言なんですけど、この部分につきましては、当施設を企画したときから、本線を利用される通行者を地域の資源ということとして施設を整備し、地域の振興につなげていきたいということがございますので、当然、地域振興拠点施設ですが、道路の利用者を資源として振興を図っていくという意味と、あと、道路利用者の利便性という部分につきましては、縦貫道に連結する施設であること、また、その交通をターゲットとして捉え、また、先ほども申し上げましたが、道の駅としての登録も目指しているという部分もございますので、前文にこういった文言を配置したところがございます。

あと、3条の施設の部分でございますが、調整池なり、施設自体は、これ以外の部分もございます。のり面なり道路の維持管理等もございます。そういった部分につきましても、今後、指定管理者として指定する上で、仕様書を作成しまして、その仕様書に基づいて、月1回業務報告を上げていただくということになっておりますので、仕様書に基づいてモニタリング等は実施していくということになります。

第8条の関係ですが、公の施設の指定ということでございますが、当然、地域振興を目的とした施設でございまして、運営は民間の方をお願いすることとなっておりますが、当然、地方自治法に規定する公の施設というふうに理解しておりまして、その選定の手続につきましても、指定管理者の選定要綱に従いまして、手続等を踏んでいるところでございます。

あと、指定管理の指定を取り消した場合は、基本契約も解除ということになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 施設の維持管理の関係なんですけども、仕様書の中で、その維持管理の分については確認をし合うということなんですけども、その中に調整池はこういう形で維持管理をする、それから道路部分、あるいはのり部分はこういう形で維持管理をするということで、それぞれの施設について、維持管理の中身を整理されるのか、その点を、もう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 本町のほうが作成しました要求水準書、そしてそれに対する提案書に基づきまして、各項目ごとに方法等を明記しまして、仕様書のほうは作成し、点検に当たっていくということでございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 提案されています本条例案の中には、別表において各施設の利用料金がブロック別、時間別、また料金等別に詳細に挙げられておるわけでございますけれども、一方、選定事業者が提案し、評価点として挙げられました防災拠点としての位置づけが内容がないのでお尋ねいたします。

提案理由説明では、緊急時において緊急配布物資の配布場所、また炊き出し等に使用することを想定しているとの説明がございましたけれども、それらの内容につきましては、本町の防災計画で既にその場所、また行動計画等が詳細に既決しております。

そうした中で、この施設を今後、新たに防災計画の一部として取り組んでいくのか、それとも、また有事の際の選択肢の一つとして理解しておくのか、その方向づけについてお尋ねいたします。何より、本町が新設しますこの施設が、町民の安心・安全のために最大限有効活用されますことを求めてお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 施設の提案の中で、防災拠点としての設備の対応や、災害時の備えにつきましても提案をいただいております。

町の計画でも、上屋等をつくりまして、その部分を物資の備蓄なり荷渡し場所等に利用するというのも要求水準書に掲げておりますので、また、飲料水等の備蓄も行うという提案もいただいております。

そういった面からも、防災拠点として本施設を利用していくということは、提案をいただいておりますので、そのとおりに実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） それで、現在、策定、施行しておる防災計画の中に、施設を取り入れて計画していくのか、それとも有事の際の選択肢として考えていくのか、いま一度、方向性のみお尋ねします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 施設の完成とともに、そうしたものにつきましても、当然見直しをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私も、何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、まず一つには、一番最後に附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するという事になっておるんですが、今、平成25年の6月ですので、いわゆる1年9カ月の前の施行するものを今、提案されておるんですが、本来、こういう条例の場合、建物がある程度発注したとか、建物が見えてくるとか、そういう段階で本来はつくるべきだと思うんですが、あえてまだ工事の発注もしていないと、これまでの説明によりますと、私どもがいただいております平面図についても、いろいろ意見も聞いて、変更もあり得るというというような話もあったわけですが、その段階で、既に条例をつくるというのは、どういうことなのか。先ほど篠塚議員への答弁で、早く指定をして、設計段階からいろいろ加わってもらいたいという答弁もあったわけですが、これからすると、平成27年4月から施行ですんで、指定はできないわけですから、代表者については、総合評価で全体で入札をされておるんで、その代表者が入るということは、何ら問題はないと思うんですけども、あえて平成27年4月1日施行ですね、1年9カ月前にこの条例を制定するのかと、建物も何もないという段階で。それをまず、伺っておきたいというように思うんです。

それから、先ほども、小田議員からありましたけども、公の施設ということで指定管理をしようとしておるんですが、いろいろDBO方式やPFI方式による施設をつくって、管理運営をするという方法について、指定管理の場合については明確に公の施設ということで、例えば、福祉施設やとか体育施設など、町民が直接、住民サービスを受ける、その向上を図るために指定管理をするというのが主にこれまでやってきた手法やと思うんですね。それも期間は大体5年ぐらいと、初め3年やったんですけども5年という形になっておるんですが、今回の場合を考えた場合に、いろいろ見ておりますと、長期運営委託方式というのを導入すべきではないのかと。

これは、当然、検討されたと思うんですが、指定管理というのは、施設の利用料を定め、指定管理者が使用することが可能やとか、利用の許可、取り消しなどの行政処分を行うことが可能だということで、一定権限が、指定管理者にも与えられるということになっているんですが、長期運営の委託方式でしたら、非常に指定管理者制度に類似しておるけども、指定管理者制度とは異なる点もあるんだということで、一定、これを見ておりますと、事業の継続性、安定性、技術性などの点から、事業期間は10年以上の長期となる場合が多いということになっておるんですね。

こういう違いと、指定管理者制度をあえて適用するということとの考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 設置管理条例を、なぜ今という部分につきましては、繰り返しのようになりますが、先ほども申し上げましたが、運用開始直前施設の形状が見えてからというのが多いんですが、今回の事業につきましては、これも繰り返しになるんですが、DBO方式で実施しております。工事の請負契約と維持管理の運營業務委託契約を同時に締結し、そして、維持管理運営に当たります会社、特別目的会社SPCを設立しまして、そのSPCが維持管理運営を行うということでございます。そのSPCの会社の目的は、この施設を維持管理運営していくということになりますので、施設の位置づけを明確にする必要がありますので、今回、条例の制定をお願いするものでございます。

あと、長期の運営制度を使うべきということもございしますが、これも公の施設につきましては、指定管理者制度を用いるということでございますし、あと、この施設につきましては、施設の設計から運用、維持管理までを一体的に提案をいただいて、事業を行っていくものでございますので、一体的に事業を進めていく方式といたしましては、今回お願いしている指定管理者制度を用いるということでご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 条例の施行日が、今申し上げました平成27年の4月1日ということは、それ以降でないと指定はできひんわけですよ、条例が施行されんと指定できひんわけですから、あえて指定もできひんというのに、条例をつくと。

今、言われたように、代表企業も含めて設計や取り組みに参加をしていただく、当然、できるわけですよ、基本契約を結ぶわけですから、その代表者は、その中に加わることは、当然、私はできると思うんですけどね。

だから、あえて平成27年4月以降でなかったら、正式には指定管理者として、参画できひんということになるんですね、条例を施行せんと、指定管理はできひんわけですから、どうも今の説明は大きな矛盾があるんじゃないかと思うんですが、あわせて指定管理者制度と長期運営委託方式についても、DBO方式でやって、どちらを選ぶかというよりも、本来は、DBO方式の場合でしたら公設民営方式で、DBOでやれば長期運営委託方式というのをとるのが普通ではないかと思うんですけども、その点、もう一つ今の説明では十分理解はできないんですけども、伺っておきたいというように思います。

それから、設置の目的が、先ほどもありましたけども、道路利用者の利便性向上、通行車

両を資源と捉まえるということになっておるわけですから、もちろん高速道路から乗り入れるということで、その整合性もあると、そういう説明もあったんですが、そういう面から言うと、公の施設としてというよりも、町の施設として位置づけて、長期運営委託方式というのは、私は当然とるべき方法ではないかと思うんですけども、改めてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 設置管理条例の施行日は平成27年4月1日ですが、公布は議会の議決日ということで、指定管理者の指定はできるというふうに理解しておりますので、実際にもものができてからの管理ということにはなるんですが、指定管理者として指定し、先ほど来申し上げておりますように、施設の設計の段階からかかわっていただいて、当然、指定管理者として指定した場合は、委託契約を締結いたしますので、契約の関係も必要になってきますので、そういった意味からも今回お願いして、あわせて指定管理者の指定についてもお願いしていきたいというふうに考えております。

長期運営委託制度というのは、実際に町の方で施設を従来の方式で整備しまして、あと維持管理運営を、また、それを公募によりまして、長期の委託契約でその施設の価値を高めていくという方法もあろうかと思いますが、先ほども申し上げましたが、今回の方式としましては、設計から最後の維持管理運営までを一体的にお願いしておりますので、今回の制度を適用しまして事業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今回、提案になっておる48号の施行が、平成27年4月1日ということになっておりますので、この条例の、いわゆる効力を発するのは平成27年4月1日からと思うんですけども、先ほど、既にこれを議決いただいたら指定できるんだという答弁があったんですけども、これ何のために平成27年4月になっておるのんかと、それなら平成25年の6月とか7月1日とすれば、当然いいと思うんですけども、何のための平成27年という附則をつけて、提案されておるのかと。

そういう条例を提案して、議決していただいたらというて、議決の前提は施行日が平成27年4月1日ということで、提案されておるわけですから、それ以降に、この条例は生きると思いますか、いうことやなかったら、そんな法律やったら、どんなことでもやるならできますよと、そういう法律、地方自治法やとか法律に基づいてやってもらわんと、そういう解釈をできるというようなことは、どこでそういう解釈ができるのか、法律に憲法もありますし、地方自治法もあるわけですけども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 条例が制定されましたら、その条例に対する指定管理者につきましては、指定ができるというふうに理解しておりますし、あと、この条例自体は4月1日から建物が実際運用されるときから施行という形になるかというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 少し村山議員が質問された19条の指定を取り消した場合の特例ということに関連してお聞きをいたします。

15年間の契約ということで、途中解約した場合の使用料の担保というか、それをどうするのかということまで質問されたときに、維持管理費の1割を担保として定めているというような答弁に受け取ったんですけども、この維持管理費の1割というのは、1割分たくさん使用料プラスそういうものを、毎年いただくのか、それともその分をどこかに留保しておくのか、どういう方法で担保の形はされるのか、お聞きをしておきたいと思いますが。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほど維持管理運営の委託契約についての契約保証金の部分につきましては、1割を契約保証金としていただきますということでございますので、あくまで契約の保証金ですので、毎年その部分について発生し、契約が無事遂行されましたら当然、保証金ですのでお返しするという形になります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） ここで聞いたらいいのかわかりませんが、維持管理費というのは、今回でしたら落札の金額が7億4,700万円ということですけども、この維持管理費というのは、これには全然関係なくて、どういう日々仕事をされているわけですけども、その維持管理費というのは、どういう発生するお金、何ぼぐらいの金額になるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 維持管理費につきましては、施設、通常の光熱水費、また水道、下水、あと電気ですね、あと道路なり施設内のトイレの清掃なり、施設の清掃、そして、当然、周辺、のり面部分も維持管理をいただくことになっておりますので、そういった部分の草刈りや清掃等も、先ほど小田議員からもありましたように、調整池の清掃も全て含まれるということでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） 提案されております議案第48号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

提案されている条例は、京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものでありますが、この施設は、予定をされている京都縦貫道の開通により、京丹波町が通過をする町となることが想定され、経済や交流など大きな負の影響を及ぼすことが懸念される一方で、京都縦貫道の通行車両を地域資源として捉え、丹波パーキングが地域活性化の展開に有効活用できる絶好の場所となるものとして、京丹波町地域振興拠点施設を整備すると計画されたものであります。

地域とのかかわりの入り口として、また、確実な誘導による経済収入の確保、地域情報の発信、交流による活性化、さらには施設利用をきっかけとした地域への直接誘導を図ることを目的として、さらには食の供給地としての面を生かし、都市と農村の交流、ブランドの確立、地産地消、これらによる地域経済、雇用活性化が期待でき、良質で付加価値の高い道路休憩施設を提供することができるとして、建設が予定をされている施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものでありますが、質疑でも申し上げましたが、告示をして条例として効力は平成27年4月1日からということに附則でなっているわけでありますから、それが告示をすれば効力を発揮するという事になれば、何のための附則を定めるのかということになるということ、まず指摘をしておくものでございますし、また、施設の工事も発注もしていないわけですので、また、規模や内容もまだはっきりしていないという段階で指定するということは、この条例をつくるということは理解できないと思います。

また、今回計画されております高速道路は、1車線の対面通行、特産物を販売する施設の成功例というのは、なかなか全国を見てもそういう1車線の対面通行の高速道路で設置されているもので見つかりません。

しかも、最近新設される高速道路のサービスエリアに設置される販売施設は、コンビニのチェーン店が中心となっております。

また、今回の施設は、指定管理者制度ということになっておりますが、これよりも長期運営委託方式で行うのが、施設の目的からも当然ではないかといえます。

合併後、最大規模の施設を設置する今回の計画は、将来に大きな不安を持たざるを得ません。それは、地元や地域が努力しても、高速道路の利用者が幾ら活性化施設に立ち寄っても

京丹波町内、まちの中におりてもらわなければ、町民も元気になり活性化にもつながりません。町の中にこそ拠点施設を配置をすると、地元の住民をはじめ、町民の力で運営し、その意欲を引き出して、魅力を発信できるそういう施設や取り組みをすべきであることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○8番（岩田恵一君） 私は、議案第48号に賛成の立場で討論を行いたいというふうに思います。

京丹波町地域振興拠点施設、（仮称）ハイウェイテラス・京たんばの設置及び管理に関し、法に基づきまして適切な措置を講ずることとして、今般提案の条例制定に至ったということを確認させていただきました。

また、今回の設計建設管理運営は、これまでの方式と全く異なりますけれども、公の施設には間違いはございませんで、本施設については、法に基づく指定管理者制度を活用され、効果的に維持管理運営を行わせるものでございまして、条例の施行日の関係も、いろいろ議論が上がっておったわけですが、当然、これを制定することによりまして、設計、建設、着工、完成、それまでいろいろな協議の場も必要でございますし、また、建物が完成すると同時に、その役割を担う必要がありますし、そのための準備期間も当然必要であるというふうに考えます。

例えば、出荷者協議会の設立でありますとか、提案書にもありますように、町内協力企業団体68団体が、協力の意向を表明しておるといようなこともございました。そうした関係団体との調整も必要でございましょうし、当然、人材配置、これは町内から全て雇用されるというようにございまして、こういった人材の確保なり、人材確保した後の教育ですね、こういうことについても、当然、完成までに必要だというふうに、私は考えております。

そうしたことから、業務内容からも適切な内容のものとなっております、当該施設が真に住民の福祉の向上と地域振興の役割並びに京丹波町の情報発信拠点となるというふうに信じておりますし、こうした目的達成のために、十分本条例が発揮いただくことを切望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 平成25年第2回定例会議案第48号に賛成の立場から討論いたし

ます。

本議案は、本町を通過の町にしないための大きな方策の一つである地域振興拠点施設の設置及び管理に関する事項について制定するものです。

3本の国道が通り、道路網の発達とともに発展を遂げてきた本町も、京都縦貫道がつながることにより、何もせずに見ていると通過の町になってしまうことは避けられません。このままでは、一定の評価を得ている三つの道の駅や、その他たくさんの飲食店やお土産屋などの地元サービス業者も、大打撃を受けることは確実であり、看過できないという思いとともに、丹波パーキングエリア構想が立ち上がりました。

京都縦貫道に地域振興拠点施設を伴ったパーキングエリアをつくることで、京丹波町の魅力、セールスポイントをがんがん発信できる、京丹波町におりてもらう玄関口としての役割、出荷者協議会など同じ理念のもとで、旧3町の枠組みを取り払いながら、今よりも大きな規模でそれぞれの生産物を売ることができる。雇用の創出やそれに伴う経済効果が期待できる。7割を交付税、交付金に依存している本町の財政にとっても、自主財源の確保につながるなど、しっかり取り組んだ場合には、大きなメリットをつくり出すことが可能になります。

先ほど、対面1車線で成功例がないからと反対理由にありましたが、綿密にしっかりと取り組むことで、絶対に成功してやると、成功例がないからこそ、初めて京丹波町が成功してやるんだと、やる気につながりこそすれ、反対理由には全くなりません。

この施設が本当によかったと、町民の皆さんに、また僕らの子ども世代に感謝されるよう、町全体でしっかりと取り組むことを期待いたしまして、議案第48号に賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

村山君。

○3番（村山良夫君） 私は、この議案に反対の立場で討論をいたします。

先に申し上げておかなければならないんですが、この施設の設置及び管理のことについて、指定代理人にするということについては、全く異議がございません。

ただ、この条例の中の指定管理者の業務についてですね、業務内容、管理の基準、指定手続等については、微細に決めてありながら、この施設が15年という長い間、指定管理者に委託するにもかかわらず、その責任の部分についての規約がない、抜けているということに対して、不備を感じて反対をいたします。

先ほど申し上げましたとおり、この施設そのものとか、この施設を指定管理者に委託することには、全く異議がございません。

ただ、条例の中身に不備があるということを指摘して、反対討論といたします。

以上です。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、議案第48号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、私は、賛成の立場で討論を行いたいというふうに思います。

京都府内の均衡ある発展と活性化を図るために、長年の悲願でありました京都縦貫自動車道が多くのご理解とご協力、ご努力によりまして、平成26年度の完成に向けて、今、急ピッチで工事が進められておりまして、一刻も早い完成を願うものであります。

この自動車道の完成の暁には、経済の活性化や物流の促進が図られるとともに、府下市町村との交流発展の原動力となるものというふうに信じるものであります。

一方、自動車道の完成によりまして、本町では一般通行車両が縦貫道へと流出をする通過の町になるのではないかというふうな心配もなされておるところでございまして、本町発展に大きなマイナス要因となることが予想されております。

このようなことから、今回、国や府の絶大なるご理解とご支援によりまして、地域振興拠点施設であります（仮称）ハイウェイテラス・京たんばの建設ができますことは、目先の成果だけに目を奪われるのではなく、長期的な視点で将来にわたる町の発展、元気なまちづくりを考えたとき、本施設の設置というものは、今を生きる我々の責務であるというふうに考えます。

幸い、京丹波町には豊かな農林資源をはじめとした自然環境も整っており、これらを生かしたまちづくりが本町発展のかぎを握っているといっても過言ではありません。

今後、地元生産者や京都府施設であります林業大学校やとか、須知高校、また府立丹波自然運動公園などとの連携を密にしながら、食の供給地として、食のブランドの確立によって、地産地消をはじめとして生産需要を結びつけた地域経済、雇用の活性化が図られるものと考えます。

本施設の建設に当たっては、総事業費が18億円となっております。このうち、国からの交付金をはじめ、過疎債の活用をすることにより、町民負担は最小限に抑えられるものであります。

また、試算によりますと、事業者からの初年度の施設使用料として、約2,500万円の収入が見込まれており、将来的には安定した運営が見込まれるものであり、多額の借金で後

世への町民負担が重荷になるというふうな声も聞きますが、これらの疑念は当てはまらないものというふうに考えます。

京丹波町のさらなる発展のため、財政の健全化を念頭に置きながらも、一方では大胆かつ積極的な町政運営、事業展開を図ることが、未来への投資につながり、この時期を逃して町の発展はあり得ないというふうに考えます。住みたい町、訪れたい町を目指して、小さくともきらりと光る京丹波町ならではのオンリーワンの町が、京丹波町が目指す将来の姿であり、今回の町長の英断に賛辞を贈るものであります。

今こそ町民が一致結束し、こぞって力を合わせることで、京丹波町の未来への展望につながることを確信し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第48号を採決します。

議案第48号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。10時50分まで。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第7、議案第49号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約について》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第49号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 提案になっております49号にかかわって、何点か伺っておきたいと思うんですが、一つのは、今回、DBO方式ということで、設計建設工事を一括でということになっておるんですが、これまでのこういう事業の場合に、設計は設計、建設は建設とい

うことで、設計監理・監督ということでは、建設をやる業者を監理・監督をするということになって、牽制をするという、こういうこともされておったと思うんですけども、今回の場合には、そういう、こういう事業にかかわって、設計どおりやられておるかどうかというようなチェックといたしますか、監理・監督するのはどの業者になるのか、発注者である町がやるということなのか、一つはその点ですね、伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、いろいろ資料もつけていただいたりしておるわけでございますけども、今回のこういうDBO方式は、町が一定、要求水準というのを示して、それに基づいていろいろ設計を絵を描いていただくと、こういうことになっておるわけなんですけども、それを上回る評価もあるわけでございますけども、例えば、今回いただいている平面図を見ると、特に示された要求水準の面積といたしますか、比較して、例えば特産物の販売施設ですね、これまで設計建設の要求としては、だいたい550平米程度のものを想定ということになっておったんですが、今回出されておる平面図では701.52平米ということで非常に大きな面積になっておると。また情報発信の拠点施設についても、情報発信のセンターや周遊サービスということで、合わせて200平米なんですけれども、二箇所を平面図みると312.31平米ということで、非常に広い面積を確保しておるわけなんですけれども、こういうものは設計の単価に当然加算されるわけで、事業費というのはそれだけ大きくなるのではないかとthinkんですけども、その点について伺っておきたいと思ひます。

これまで示されておる数字を見ておると、建物の全体の面積が2,262平米でしたか、今回この平面図の大きさ示されておるのは、どの程度の建物の大きさになっておるのかということについても伺っておきたいというように思ひます。

それからもう一点は、この業者選定に関わって、それぞれ総合評価方式でやっておるわけでございますけれども、1000点をそれぞれ運営に関わって800点と、価格に関して200点という、そういう配分になっておるんですけど、いろいろ見ておっても、価格に対するウェートの置き方が非常に低いといたしますか、そういうようになっておるんですけども、総合評価の中で価格を、例えば、300点なり400点の配点をして、そして総合評価をしていくという、そういう考え方もあるんじゃないかと思ひんですけども、あえて8対2にされた、総合評価でウェートを運営に置いたといわれますけども、その根拠というのはどこにあるのか、あわせて伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 建物の整備に当たりまして、まず、本町のほうでモニタリング業務を発注しておりまして、まず選定されました事業者がチェックをしたものを、またモ

ニタリング業務というものでチェックしまして、それと町が再度確認するという形で事業のほうは複層式のチェック体制で進めていきたいというふうに考えております。

あと、当然、面積が大きくなれば建築費用のほうも上がるわけなんですけど、その部分につきましては、想定しました事業面積に対する金額を予定価格として計上し、その予定価格内での提案を受けておりますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

施設の面積につきましては、地域振興施設の建物の面積が3,512平方メートルということでございます。

あと、配点の根拠ということなんですけど、配点につきましては、地域振興また地域の活性化の効果を最大限期待するというので、過度な価格競争だけによる運営サービスの低下なり、施設の充実度を低下させることのないようにということ、先進事例等も参考にしながら配点のほうは行ったところで、配点の配分につきましては決定したところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 選定事業者の提案書概要ということで、資料3ということでいただいておりますが、一つ、イベントの駐車場の不足を補完するため、臨時駐車場を整備ですとか、あるいは、加工施設の一部は須知高校食品科学科の課外授業、販売実習場所として提供ということで、提案されているということではありますが、こうしたもろもろのことについて、費用というのは須知高校の販売実習場所とか課外実習とか、そういうものも含めた、それに必要な整備とかそういうものも含めた落札金額になっているのか、7億4,700万円ですか、それをお聞きしておきたいのと、それから、15年間使用料を払っていただくということで、固定使用料ということになります。

いろいろと使用料について、いろいろな条件が起きてくることもあるかもわかりませんが、この使用料というのは、この15年間拘束してずっといくことになっているのか、担保されているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 提案をいただきました内容に沿った形で施設の整備の計画はされております。おのおのの運営につきましては協議は、具体的には今からされていくものというふうに認識いたしております。

あと、施設の使用料金についてでございますが、この部分につきましては、維持管理運営の委託契約書の中に、施設利用料としていただく最低の納付額を記載しておりまして、その部分について納入いただくということにいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 今回の契約案件に関連いたしまして、少し町長の考え方等についてお伺いしたいというふうに思います。

今後、基本計画を経まして、実施設計に着手というスケジュールで進むというようなことの説明がありまして、中身についてもモニタリング調査ですとか検討を加えて進めていくということでございましたけれども、その中で、今回の業者を選定する、選定委員会で選考されたということで、その委員会で選定された中身と、相違するようなことがないか、そういうことが発生しないかということ懸念しておるわけですが、ないというふうには思うんですけども、選定委員会の委員さんは、名簿にはつけていただいておりますように、それぞれの専門分野で権威のある方ばかりだというふうに思っておりますし、今後の中身の議論にこそ、参画をいただいて、専門的な見地から助言をいただくことが必要ではないかというふうに思っております。

委員会としては、既に本年3月末で任期が切れているというような要綱になっておったわけですが、続けて専門家集団、野間参事は別といたしまして、それぞれまちづくりですとか、農業振興、景観、それから公共景観、それから都市施設デザイン、まちづくり、観光、マーケティングプランナー、地域活性化、これが専門分野だというふうに書いてあります、経歴の中にも。まさに、この事業については、最後まで見ていただくことがええんやないかというふうに、私は思っておるわけですが、当然、これから実施設計ですとか、着手いたしますと、当然、管理業務というのがあるというふうに思いますし、これを発注されるというふうに思うんですけども、これ、当該契約書の中で行われるのかどうかわかりませんが、委員会の、今言いました専門家集団さんについては、業者を選定することだけにとどまらず、実施の段階からかかわりを持っていただいて、これまでもそういったことではかかわりを持ってきていただいたんでありますから、今後も引き続いて、この方々に最後まで見届けていただくというか、そういうことが重要でないかというふうに思いますけども、これについての見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事務方がそういう必要があるというふうに、私に意見を申し述べてきたら、そのようにしたいと思います。私自身がこういう専門家集団に相談をするということになったら、ある種、私的に申しますと、非常事態なんで、そういうことがないほうがよいという認識でおるわけですね。それでも、一回、いろいろなモニタリングを自主的にするよ

うになっていきますので、そういう前提ですけれど、事務方からぜひ、専門家集団の最初指導を受けたところの一回、状況のモニタリングを受けたいということであれば、そのことを実施したいと、そんな気持ちでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） それではお尋ねしますけども、町長の今の意向を受けまして、特に今回、この委員会に入っておられた参事さんのお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 野間参事。

○参事（野間広和君） 今回、私のほうも、選任のほうの委員として名を連ねておりましたけれども、今回、設計監督、あるいは運営というところになるわけですけれども、設計関係のモニタリングの中で、今のところ提案をいただいておりますのは、委員長のほうを特任アドバイザーとして選任をしたいという意向は聞いております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 何点かお尋ねしたいというふうに思うんですけども、この事業が計画されたときから、この事業に対しての全体像が非常によく見えるようにすること、このことが将来的にも非常に大切だということで、いろいろな質問もしてきたわけですけども、今回の請負契約につきまして、7億4,700万円の予定価格が設定され、その予定価格と同一金額で落札という形になったんですけども、この7億4,700万円の予定価格は、どういうふうにして設定されたのかということと、どのような施設を予定価格の中で計画されたのかということ。

それと、今回落札された施設というのは同額なんですけども、どのような施設を提案されてそれが採用されたのか、この点を、まず1点目にお伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目につきましては、これは町民の皆さんの疑問なんですけども、今までですと、一般競争入札での落札ということになりますと、予定価格に対して、それよりも低い価格で落札されるというのが、最近の傾向になっておるわけなんですけども、今回は、予定価格より低い金額、約1億5,000万円程度低い提案をされた事業者ではなくて、予定価格どおりの事業者が落札されたということで、低い金額の提案された事業者が選定されなかったというか、予定価格どおり提案された事業者が落札をされたという経緯、これをわかりやすく説明していただきたいなということと。

それと、契約の関係ですんで、やはり、一般競争入札で落札したのは、あくまでもサンダ

イコー株式会社を代表企業とするグループであったのに、何でサンダイコーグループと契約しないのか、基本的には、ここと基本契約を結ぶということになっておりますけど、この基本契約につきましては、当初、提案された議案の中にも提示されていないというような経緯もあるわけなんですけども、そういうことを含めて、この設計建設工事請負契約、この事業者の選定がどういう形で行われたというのを、ケーブルテレビでも放映されていますし、わかりやすく町民の皆さんに向かって説明を願いたいなというふうに思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、予定価格につきましては、基本計画の中で本町が地域の振興を担っていく上で、どういった施設の部門が必要かというものを検討いたしまして、また運営していく上で、どういう施設規模が必要かということも検討いたしております。

そして、その施設規模に対して、想定の上乗額は幾らある、また、想定の経常経費等につきましても、基本計画の中で検討したところでございます。

そういった中で、今回、DBO方式で実施していくということで、通常でしたら仕様書なり、実施設計業務を専門家に委託しまして、その仕様に基づいて積算、入札という形で事業を進めていくものなんですけど、今回の場合は、町がDBO方式で実施するというので、まず、その施設規模なり、本町が求めてまいります施設の概要なり施設の規模、そして施設の構造等によりまして、概算事業費という形で先行事例等を参考にしながら、概算事業費を積算いたしまして、予定価格としたところでございます。

求めております施設につきましては、要求の中では、まずは地域振興施設につきましては耐震性能を確保し、先ほど言いました、各導入すべき機能を要求しております。

また、予定価格の積算に当たりましては、木造ということで算出いたしております。

また、交流拠点の上屋につきましては、大規模空間を確保し、周辺の景観、環境と調和し、また耐震性能も確保していただくということで要求はいたしております。

そんな中で、今回選定いたしました事業者の提案につきましては、まず、地域振興拠点施設が鉄骨構造でございます。また、交流拠点の上屋につきましては、大断面集成材の立体トラス構造のテント膜構造ということで提案をいただいております。延べ床面積につきましては、先ほども申し上げましたが、二つの施設を合わせまして4, 211. 37平方メートルという、本町が求めております施設以上の規模の施設の提案をいただいております。

当然、耐震の機能を有した施設の構造ということで提案はいただいているところでございます。

もう一つ、一般競争入札におきましては、当然、価格競争で事業者が決定するということ

でございますが、今回の場合ですと、総合評価方式の一般競争入札ということで、先ほど提案内容の配点の部分にも触れたところでございますが、まず地域の振興を15年間にわたって担っていく施設ということもでございます。利用者へのサービス、また地域の振興や地域へのかかわり方、また地域の雇用なども含めます、そういった意味から配点のほうを施設の運営のほうに重点を置きました配点といたしまして、総合評価によりまして事業者を選定したところでございます。

価格競争だけではございませんので、事業の提案を重視した形の入札方式によりまして、選定いたしましたところでございます。

契約の相手方につきましては、入札の説明書の中で、入札自体を総合評価の一般競争入札で行っております。そういったことから、まずその中で三つの契約を締結することといたしております。まず一つは、グループの中で設立されますSPC、特別目的会社を含んだグループ全体と基本契約を締結すること。また、設計建設監理の部門につきましては、設計建設のJVと設計建設工事の請負契約を締結すること。そして、維持管理運営に当たっていただく部門につきましては、その目的を持った特別目的会社を設立し、業務委託契約によりまして維持管理運営を行っていただくということで、入札の説明書で明記し、今回、総合評価方式によりまして事業者を選定したところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） いろいろと何回も説明を聞いておりますので、大体は理解しているつもりではございますけれども、まず、町が木造で7億4,700万円という形をはじき出したということは、さまざま理由があるというふうに思うんですけれども、町としても材木というんですか、木材をたくさん使用していくということで、いろいろな取り組みをしているわけではございますので、やはり、木材もきっちり使っていくべきだというふうに思いますのと、それからDBO方式ということで、今までの説明でいきますと、PFI法に基づいた事業ではないということですが、入札公告によりますと、PFI法に準じて今回実施するという中身の公告になっておるんですけれども、準じてやるというのはどの部分がPFI法に準じてやるのか。

それから、一般競争入札でいった場合に、こういうような落札された事業者と違う形で、それぞれ契約を結んでいくという方法があるのかどうか、法的にあるのかどうか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今回の事業の方式につきましては、今、小田議員がおっしゃられましたように、P F I 法に準じた形のD B O方式を採用し、事業を進めているところでございます。

まず、D B O方式で、特定事業の選定という部分なり、まず、一番最初に実施方針の公表、これはP F I 法に準じたものでございまして、あと特定事業の選定、そして民間事業者の選定等、これは公募によるものでございまして、今回、選択いたしました総合評価の一般競争入札も公募により行っております。

こういった部分につきまして、P F I 法に準じた形で事業を進めているということでございます。

もう一つ、木造で要求をしております部分につきましては、事業費等の観点から、本町の予定価格につきましては、木造での予定価格ということとしておったところなのですが、当然のことながら、木造と鉄骨では耐用年数が約倍近く違いますので、そういった部分ではよい提案であったなというふうにも思いますし、あと、木造の利用という点につきましては、まず、上屋を木造の集成材の立体トラス形状とすることや、あと内装材について木材を使っていたかという提案をいただいておりますので、そういった部分につきましても、しっかりとモニタリングを実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 3回目になりますんで、最後に町長にお伺いしたいんですけども、北尾議員の一般質問の最後のところで、質問を受けていないのでということで、今回の答弁したらいけないのかのしれないけれどもという前置きで、パーキングエリアの入札関係といたしますか、内容について触れられたんですけども、概略を持っておるんですけども、その中で、いろいろなことをおっしゃったんですけども、このとおりになかなか読めないような内容じゃなかったかなというふうに思います。

改めて、今日、今回の入札結果につきまして、2社の入札がありまして、それぞれの事業者がそれぞれ提案をされているんですけども、それにつきまして、どのように評価をされているのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 投資をする際には、法律に基づいて、まずその投資が正しいかどうかということと十分検討をします。一番大事なことは、そこに道徳というものが必要だというふうに認識しております。

錯誤とか悪意があったら、結果は、仮に成功であってもそれは評価すべきではないし、精いっぱい道徳も含めて、法律に基づいて投資をしたら、村山議員との議論があったんですが、私は、一定許されるべきだという、結果責任についても、いう考え方にまず立っております。

今回の7億4,800万円ぐらいの予定価格という表現をしているのかな、予算ですね、予算について、私は、これを精いっぱい使わせてもらって、事業者として、そしてお使いになるのが住民、町民なんで、よいもんをつくるのが正しいと、法律に従っているという認識でいるわけですね。片や積算されてのあの金額であれば、私もある程度評価すべきですけど、まさに0.8掛けた金額なんですね。これは、町民に対して、私のように事業してきたものと、そして今、町長の職にあるもんからいうたら、なめとんなど、不誠実やなというふうに、まず受け取ります。

そのことが3名の方、そして野間参事を含めた事業者選定委員会の意思ではありませんけど、私がお客さんに少しでも奉仕したいという立場のもんから言うと、不誠実なというふうに思います。

やっぱり、仮に、わかりやすく言うと、10億円の予算があったら、10億円の中で精いっぱいよいもんをつくって、お客さんに使ってもらおうというのがあるべき事業者、世の中の役に立ちたいというものの思いだと思います。それが、自信がないさかいに予算があるのに8億円の建物で、食べたり買ったり、あるいはハウレンソウを持ってきたんを売れというてに等しいというふうに思っているわけね。

したがって、この事業を推進するに当たって、予定価格が7億4,800万円なら、それは事業者選定に、たとえ20%でも入るということ自体も多少疑問に思っているぐらいです。

何回も申しますが、誰かがようけ酒飲むとか、ようけご飯食べるとかいうことじゃなしに、毎日お使いになるこの施設については、学校でもないし親戚でもないし、役場でもないけれど、多くの方が利用なさると、その方々のために、いいものを予定価格、予算どおりのもんを提供するという志は、私はとうといことだという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） この事業というのは、公設民営のDBO方式ということで、基本計画の中でもDBO方式を採用するかどうかというところで、DBO方式は、民間企業は施設の所有権を持たないので、固定資産税でありますとか、あるいは巨額の建設費の減価償却も

しないためということで、基本計画の中でも試算をされていたというのがあるんですが、本当に企業にとりましたら、少ない費用で利益を追求できることになる、そういう方式であるなというふうに思っております。

減価償却費は2, 290万円ほど上げておられましたし、公租公課ということで、土地建物あわせて1, 000万円を超えるほどのそういう金額になっていたということで、本当に企業からしたら、そういう利益はきっちり保証されている、そういう事業手法だなというふうに受けとめたということであります。

今回、事業を計画して施行するというので、総合評価による一般競争入札をされたということですが、当初の事前の入札参加業者、予定業者というか、それは4社ほど名前を上げておられましたけども、実際は町長の身内の方のグループと、それから基本計画を策定された企業が入っておられるグループの二つのグループだけになったということでもあります。

基本計画の中にも、この事業が成功するかどうかというのは、地域住民や事業者が主体的に参画することが極めて重要であるということで、地域の頑張りそのものが地域拠点施設の成否を握っているというふうに指摘がされている文書があったということでもありますし、もっと地元企業が参画したくなるような、そういう事業にすることが大切だということも問われていたということでもありました。

結局、最終二つのグループしか入札に参加されなかったということでもありますけれども、こうした事業は全国的に見てどうなんですかね、成功しているところがあるのか、また、入札をする参加業者というのは、余り多く参加しない、そういう手法であるのか、そういうことについてはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 事業手法につきましては、初めての手法でございますので、いろいろな事例を参考にしながら、こういった手法でいくということで進めているところでございますが、参加者が少ないとか多いとかいう部分につきましては、企業の方が設計建設事業の運営等を行っていく上で、利益等についても計算をされますので、そういった面で、本町が求めております利益につながらない部分、情報発信なり地域の魅力の発信、またいろいろな地域の振興につながるような要求をいたしておりますので、そういった要求が多いと、事業者の方はなかなか参加できない部分もあったのではないかなというふうには推察いたします。

あと、こういった事業がはやっているかという問題なんですが、道の駅の登録を目指しておりますし、そういった関係で、道の駅と隣接した地域の振興施設というのは、各地に多く

ございます。

そういった中で、何カ所かそういった施設を確認しておりますが、そういった施設につきましては、利益が上がっているということについては確認いたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 皆さんがたくさんのことをお聞きしたんで、ちょっと簡単なことをお伺いしたいんですけども、今、平面図を見せていただいております、それぞれのあれが設置されておるわけですが、トイレの中で、詳しく何台というふうに書いてありますが、オストメイトのトイレというのは、設置はされる予定はないのか、中に書いていないので、お伺いしたいんですけど。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） その部分につきましては、本線の部分で設置されますトイレ等もございまして、本町の施設と本線側のトイレの設置の中で協議をすることといたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） ちょっとお聞きしておきたいんですが、まず、この工事に対して、保証金制度でやっておられることについて、最近の事例としては、西日本建設業保証を利用するのが一般的だと思うんですが、あえてそれを利用されなかった理由というのは何かあるのかということ。

それから、この工事の代金というのは、完成し検査を終わって引き渡し後の一括払いの契約になっているのか、すなわち、前払い金とか中間金とかの契約はないのかどうかということをお聞きしたい。

それから、もう1点は、この工事の監理業務というのは、別途にどこかと契約をされるのかどうか。

それから、工事代金というんですか、今回の契約の7億8,435万円の内訳を教えてくださいと思います。この中には、工事の本体工事、仮設工事等と、それから設計業務も入っているのかどうかということです。設計業務が入っておれば、どれぐらいの金額になるか。

それから、工事が、先ほどから出ていますように20%ほど金額的に高いわけです。先ほど、町長も、いいものをつくったんだからそれでよいということで、それもごもつともなんですが、ごもつともなんですが、町民の目から見ると、いいものというのは具体的にどこが

どう違うのか、例えば、指定した面積よりも大きいものになったとか、売り場の構造物の利用を便利よくするために、柱等を少なくするために、屋台を強化したとか、そういうような具体的な、そういうことのために20%お金は余計要ったけども、将来にわたって使い勝手のものがあるというようなことを、具体的に教えてほしいという、以上について、よろしくをお願いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、工事の契約の保証金の関係ですが、契約の保証金につきましては、金銭、現金なり証券、西日本保証会社の保証でも可能ということでしております、その部分につきましては、請負業者のほうを選択し、それを許可するという事になっております。

あと、前金、中間払い等につきましては、通常の工事のとおり、項目を設けておりますので、その部分につきましては、事業者のほうと比率等については協議をさせていただくということになります。

あと、工事の監理業務につきましては、先ほども申し上げましたとおり、事業者のほうで監理いただく部分と、あと町の方が委託しまして、モニタリング業務ということで業者に委託しまして町とともにチェックをしていくという体制で、事業のほうは進めていきたいというふうに考えております。

あと、請負代金額の内訳なんですけど、まず、設計業務と建設工事と工事監理業務に分けておりまして、設計業務につきましては2,340万円、建設工事につきましては7億1,470万円、そして工事監理業務として890万円で、内訳のほうはなっております。

施設、使いやすい、使いにくいという部分につきましては、選定委員の中でこの計画がよいということで判断されておりますので、使いやすい、使いにくいという部分につきましては、それは利用されたときの判断ということになるかというふうに思いますが、応募のあった中から最適の施設の計画を選定されたというふうに理解いたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 業者の選択で、西日本建設業保証は使わなかったということだったとしまして、その次の、契約の中に、通常どおりとおっしゃっているのは、前払い金とか中間金とも契約内容があるということになると思うんですが、この場合、非常に難しいのは、西日本建設業保証の場合は、その保証もしてくれますけども、保証金の場合は七千幾らかの保証金を積んでもらった中で、その部分を管理しなければなりませんので、非常にやり方とし

ては、そういう保証金制度にするんなら、前払い金とか中間金払いはやらないということにしておかないと、本来の工事保証の意味がなくなるとは思います、その辺いかがお考えなのかどうかということ。

それから、監理業務のところ、モニタリングする会社に委託するということですが、これは建設の専門的な知識があって、例えば、工事の強度等とか施法等を十分、そのときそのとき必要な工事が監理できているかどうかを、監理できる能力のある業者なのかどうかということをお聞きしたい。

それから、工事の内訳についてはよくわかりました。監理業務の分、890万円というのが請け負った会社もするということの部分だと思うんですが、自分でやって自分の仕事を監理するというのには、いささか問題も感じんことはないと思います。

それから、20%のよいものできたというのを、今課長の立場で言いにくいのかもわかりませんが、選定委員さんがいいと思いはってんさかい、使ってみはったらようわかると、こういう論法ですけども、しかし、大事な町民の金を使ってもらうわけですから、具体的によいものというのが、例えば、先ほど申し上げたように、建物の面積が広がったとか、本来なら屋台の関係で柱をたくさん立てんなんのを、できるだけ少なくして、広いスペースを確保できたとか、そういう、そのために工事費が高かったんだというようなことが、そういう設計なので高くついたというようなことが、具体的に説明していただかないと、町民の方は納得ができないと思います。今すぐにそのことは答えられなかったら結構ですけど、何かの方法で、そういうことがメリットなんだということも教えていただけたらありがたい、このように思います。

以上、最後の分については、希望ですので、回答していただかないで結構ですけど、前の二つについては、ひとつお願いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 契約保証金につきましては、請負業者のほうを選択する部分でございまして、今、おっしゃられました西日本の保証協会の保証書を付して前金を申請される、また、契約保証金についても西日本保証協会のを添付される場合もありますし、大きなやつになりますと、国債とか市債、京都市の業者でしたら京都市債の証券を持って帰るといった場合もございまして、現金の場合もございまして、その部分につきましては、事業者が、当然決められている中で選択する部分であるというふうに理解いただきたいというふうに考えております。

なお、今回の、この工事に限って、現在仮契約を締結しておりますが、その中では、前払

い金等は発生はいたしません。請求はないということで、契約のほうはいたすこととしております。

監理能力等につきましては、本町のほうでモニタリング業務につきますプロポーザルを行いまして、そんな中で過去の実績なり、近年の業務の実績、また資格等につきまして、また配置される予定技術者の資格等につきまして、確認させていただいて、モニタリング業務に当たっていただく事業者のほうは、選定をしたところでございます。

あと、建物の具体的にという部分では、今、村山議員がおっしゃられましたように、当然、鉄骨構造のラーメン構造とすることで、柱と柱の距離に壁を必要としないので、大きな空間を形成する建物ができるということになりますし、あと面積が広い部分なり、あと特徴的なものとして、周辺の景観にマッチした大屋根構造ということで提案をされておりますし、上屋につきましても、集成材を用いた立体トラス構造ということで、特徴的な建物であるということで選定されたというふうに理解いたしております。

あと、地域振興施設の中で本線側と町内を結ぶという意味で、施設の中央部分に大きな空間を設けられておりまして、その部分で地域と本線との交流の入り口とするというような提案もいただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 前払い金がないんでしたら、それで結構だと、このように思います。

それから、先ほど、20%よいものができたということで、ラーメン構造とか周辺の環境とか、中央部分に連結部分をつくったとか、上屋をいいものにしたとかいうようなことですが、これはもう1社の業者には、そういう提案はなかったわけですか。それだけお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 選定いたしましたのは、選定委員会の中で一番優秀であったという事業者のほうを選定したところでございまして、もう一つの事業者につきましても、本施設、構造なり建物面積等につきましては、本町の要求水準以上のものの提案をいただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 先ほど答弁もいただいたんですけど、全体の建物の建屋の面積が3,512平米ということでしたんですけど、要求水準で示されておったのが2,252平米ということなんですけども、今もありましたけども、要求水準以上のものを、本来ならこういう

要求水準を示しておるわけやから、それ以下であったり、それをごつつう上回るということになれば、普通は減点されるとか、そういうことになろうと思うんですけども、今回の場合は、要求水準以上であっても、それはプラス効果ということで判断をされたということなのかどうか、伺っておきたいということと。

それから、先ほど総合評価の見方で8対2という価格との関係はなっておるわけですけども、例えば、運営を、いわゆる重視をするという立場に立てば、例えば、価格と運営のいろいろなやり方、5対5ということから出発すれば、6対4でも運営を重視するということになりますし、7対3でも運営を重視すると、8対2、非常に運営に重きを置いておるということになるんですけども、5対5から出発すれば当然、6、4でも、7、3でもそうなると思うんですけど、あえて800点对200点にしたというのは、改めてもう一度伺っておきたいということでございます。

それから、町長にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、先ほど、小田議員の答弁に、いわゆる、大方町民が利用する施設であるので、予定価格いっぱいのもを建ててやってもらうということが一番、今回の場合大事だということがあったんですが、一般競争入札の場合には予定価格を示して、それに近いというよりも最低制限を下回らないところが、一般的には落札されておるわけですけども、今回の場合は、こういう見解をお持ちなんですけども、今後、町が発注するそういう公共施設事業については、今と同じような考え方なのかどうか、あわせて伺っておきたいなというように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これ、多分、これからもこういうことになるんだと考えております。いろいろな施設をつくって失敗したと、それは何やいうたら、使い勝手が悪かったとか、オペの部分ですね、運営、経営を指定管理受けた側に不満があるということは、大体わかってきたもんで、せやから実際、使う人の代表である、あるいは利用される方の代表である事業者が、設計建設に関与したほうがいいだろうという判断で、DBO方式を採用したということとであります。そのように理解いただいたら結構です。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 要求水準以上であればということでございますが、要求水準を満たしていることが、審査を受け付ける条件でございますので、要求水準以下のものは失格ということで事業のほうは進めることといたしております。

なお、面積等につきましては、二つのグループとも、本町が示した要求水準面積を上回る提案がなされております。

あと、配点の関係でございまして、繰り返しになって申しわけないんですが、施設については、価格競争云々ではなく、性能を重視した発注方式ということで今回進めております。施設を設計、計画するに当たっては、運営してまいります事業者の運営能力なり、運営ノウハウ、また15年間にわたって施設を運営していくものですから、その間の住民へのサービス、また、施設の利用者への住民サービス等を重視した形で提案をいただくということで、事業のほうを、今回のこういった選定方法を行ったところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 要求水準を示しておるわけですけども、それを下回るのは失格ということなんですが、それ、そんなら幾ら上回ってもそれが評価をされるということなのかどうかという、何のための要求、最低限の要求水準を示しておるということなのかどうかということですね。

というのは、示しておる面積で言えば、2,252平米というのが、示しておる面積やったんですが、先ほどの全体の面積というのは3,512平米ということで、1,300平米余り広い面積を見ればなっておるんですが、当然、広くなれば事業費がかさむわけですので、やはり、示した要求水準に近いものをつくるというのが当然示しておる中身だと思っておりますね。だから、いろいろな施設の情報発信だとか、特産物の販売施設だとかいうのは、非常に要求水準の面積よりも広い面積をとっておるということは、普通考えたら最小の財源で最大の効果を上げるというのは、基本的な考え方なんで、そういう点で言うと要求水準というのは、一つの水準をそこを基準にして設計をしてくださいよと、考えてくださいという。そういうものではないのかどうか、改めて伺っておきたいということと。

それから、町長に、私がお尋ねしたのは、小田議員の答弁です。予定価格に近いものを建てる方がいいんだと、住民のためなんだということだったんですが、DBOの方式で、いわゆる事業者を入れたということよりも、町長も言われるように、使用するのは町民なんで、利用者なんで、その声がどう入っていくかということが、私は基本だと思っておりますけども、そういうことについてのお考えを伺っておきたいということと。

それから、今回のこの施設は、総合評価でDBO方式でサンダイコーが代表する業者が落札をしたわけなんですけど、町長は、職員の倫理条例に違反をしていないんだと、私の質問にも答えられたんですけども、職員倫理条例の条文を見ますと、非常にこの条例の中身で、いわゆる疑惑だとか不信を持たれないようにしなきゃならんということが第3条第4項にあるわけなんですけど、そういう面から言うと、私どもに、今回の入札にかかわって、非常

に疑問を感じると、不信を抱くという訴えがありました。

そういう面からすると、この職員倫理条例の第3条の第4項では、町長及び職員は、事業者等及び自己の職務に利害関係のある者との接触に当たっては、町民の疑惑、不信等を招くような行為をしてはならないと、こういうことになっておるわけなんで、町長自身は、そういう違反はしていないといわれますけども、町民の方からそういう不信を持つという声があれば、これに違反してくるんじゃないかというように思いますので、町長の見解を改めて伺っておきたいということと。

もう1点は、特別職というのは、地方公務員法の適用がないわけですね。ですから首長など、住民を代表する政治職としての広範な裁量権を持って、その政治的意思決定についての責任を持っておるわけですから、住民に対してそういうのを持っておるわけですから、やっぱりその点では、政治倫理というのは非常に問われるというように思うんですけども、議員の倫理条例では、そういう入札だとか指定管理だとか、そういうのを市議の身内が参加しないようにしようというように定めておるわけですけども、やっぱり、町長もそういう立場に立つべきですし、議員以上の権限や権力を持っておるわけですから、そういう立場に立つべきだというように思うわけですけども、その点について改めて町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 倫理条例に違反していないと、再三答弁しておるんですが、もちろん山田議員が何かの機会でご質問、ご指摘をされておりましたように、私は、町外業者という表現を今もするんですけど、その町外業者といわれる人は、DBO方式をコンサルティングした業者さんですね。そこが入札参加してこられた。本来、私は、できた丹波マーケスとか、あるいは「和」とか、あるいはグリーンランドみずほとかいうところが連合して、類似団体ということで、あるいは自然公園とか、そういうところが、協力会等が連合して、こういう業務に入ってもらったらうれしいなというふうに思っておったんですが、それが禁止されておることのようでした。サンダイコーの名前を伏せて、あるいは親族の名前を伏せてというような方法がとられるんかどうか知らんですけど、そういうことをするより、私申しましたとおり、町内から広くこの事業に関心を持ってもらう、あるいは応募してもらうということ、その中に親族があっても、それは排除できんでしょうという表現をしました。疑いをもたれるとしたら不徳のいたすところで申しわけなく思うんですが。

さて、面積ですね、面積というのは、私、これ携われないんで、非常に残念なんですけど、やっぱり多いほうがいいんですよ、大きいほうが、大きけりゃ何とかつい立て立てて使わんという方法もあるんですけど、経験してはるじゃないですか。さらびきで、やっぱり広げたほ

うがよい、あるいは「和」で、野菜売り場、昨日か一昨日も行って言いました。売り場広かったでしょうと、ということです。やっぱり、お客さんの立場に立てば、できるだけきれいなところで、買い物なされる人に聞いてもらったらわかりますよ、きれいなほうと、ちょっと落ちたほうと同じ100円で、わかりやすく言うたら、ハウレンソウ100円で同じもん売っていると、やっぱり美しいLED使って、あるいはトイレも、前の丹波マーケスと違って、あんなベニヤ板に色塗ったんやなしに、今のトイレが仮にあって、あるいはセラミックスの売り場の床ですね、前はピータイルしか張らしてくれへんとか、トイレもこれでよいんやと、金出すんやけど結構口出しもするという体験者から言うと、今回の利用者、納税者、町民の気持ちを一番わかったものが設計、そうして建設、あるいは予算の範囲でそれをしようとしているんですから、それが私の親族であろうが、それ以外の町内の関心ある、あるいは最後まで手を挙げてくださる方というのは、平等に扱ったというふうに私自身は理解しているところであります。

これからも、こういう方式をする、しないについては、私、先ほど、するでしょうと言って、私の在任中はこういう方法がかなりよい方法だなという認識でいるというふうにお答えを、多少修正しておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 要求水準書につきましては、最低水準書ですので、面積云々というより、その機能、性能を確保した提案をしてくださいというものでございます。その一部の部分が町の方で想定しました面積以下となる部分も当然、施設を運営なり計画していく上では発生することというふうに思いますので、面積を縛ったものではございません。その面積の機能を性能を計画に入れてくださいというものが要求水準書ということでご理解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○7番（東 まさ子君） それでは、ただいま提案をされております議案第49号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約について反対の立場から討論を行います。

本議案は、京都自動車縦貫道丹波パーキングエリアと連結して、町が整備する京丹波町地域振興拠点施設の設計と建設、開業後15年間の維持管理と運営などの業務を一括委託するDBO契約をサンダイコー株式会社を代表企業とするサンダイコーグループが落札者に決定したことから、京丹波町地域振興拠点施設の設計建設工事をサンダイコーグループの構成企業である吉村・村井・高松伸特定設計建設工事共同企業体の代表者吉村建設工業株式会社と7億4,700万円、消費税を含まない金額であります。契約するというものです。

地域拠点施設は、平成27年京都自動車縦貫道の全線開通により、通過の町になることが懸念されるとして、本町の道路交通の玄関口として、道路利用者の利便性の向上と本町の農産物及び地域特産品等の販売、並びに地域情報の発信等による人と人との交流を促進し、地域の振興及び活性化を図ることを目的として、丹波パーキングエリアと連結し、整備する施設であります。総事業費は18億2,500万円であります。

この事業は、公設民営のDBO方式で実施がされております。資金は町が負担をし、設計建設運営は民間に委託するという手法であります。DBO方式では、民間企業は施設の所有権を持たないために、固定資産税は負担せず、巨額の建設費の減価償却もしないため、少ない費用で利益を追求できることとなります。本基本計画の案から見ると、減価償却費は2,290万円、公租公課土地建物については、1,150万円となっております。企業の利益はきっちり保証されるといえます。

しかしながら、事業計画実施施行に当たり、総合評価による一括入札が実施をされましたが、当初、4社が参加予定していた入札参加業者、辞退が出て最終町長親族グループと、本事業の整備基本計画策定企業でありますグループの2グループとなりました。

整備基本計画でも地域住民の事業者が主体的に参画することが極めて重要であり、地元の頑張りそのものが地域拠点施設の成否を握っていると指摘をしておりますが、地元企業がもっと参加したくなる事業であったのかどうかと問われていると考えます。

また、入札した二つのグループについても、本事業の基本計画策定企業グループと町長親族グループであり、公平公正競争性の立場から見ても、入札参加を控えるべき企業であるのではないのでしょうか。落札額はサンダイコーグループが事前公表金額と同額の7億4,700万円で、もう一方のグループよりも1億4,940万円高額でありましたが、運営や維持管理、地域貢献度など、事業提案7項目の審査項目全ての評価で上回り、逆転落札となりました。

DBO方式は、設計建設監理運営を個別に発注するよりも、経済的であることなど、町民負担が減るとされておりました。1億4,940万円の差は、公設公営で実施をするよりも安

くなっているとは言えないのではないのでしょうか。事業者は、要求水準書に基づいて提案を行い、性能を競争したわけでありますが、例えば、特産物販売施設は要求書では550平方メートルであります、提案では701.5平方メートルとなっております。施設全体が過大な設計になっているのではないのでしょうか。

自治体が行う事業は、住民の負担のもとに行われるものであり、地域産業の振興や住民生活の向上のためにその効果が発揮されなければなりません、企業にとっては有利な手法であっても、拠点施設を整備することによる効果が財政的にもまちづくりにとっても効果が見えない、このことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） その前に、ちょっとお諮りをいたします。

12時を回ったわけでございますが、あと賛成者の発言を聞くわけでございますが、できたら議案第50号まで進めたいと思っておりますが、いかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしということでございますので、このまま続けていきたいと思っております。

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 平成25年第2回定例会議案第49号に賛成の立場から討論いたします。

本議案は、京丹波町地域振興拠点施設に係る設計建設工事と工事監理業務についての契約を、吉村・村井・高松伸特定建設工事共同企業体と結ぶものです。

本件はまず、先ほどの反対討論や質疑において、契約金額が7億8,435万円と対抗業者より1億5,000万円近く高い金額であることが問題となっております。確かに、一般競争入札では、金額の低いほうが落札することが一般的です。

しかし、今回の選定方式は、事前に通知してありますとおり、地方自治法第167条の10の2の規定に基づく、総合評価方式、具体的には参加資格及び要求水準を満たしているかを本町が確認した後、審査事項に係る評価と提案価格に係る評価について、総合評価を行いました。

簡単に言うとサービス内容と価格を点数化して、客観的な評価を行いました。今回は、設計建設管理運営を一つの企業体と契約するDBO方式というのを採用しています。何でこんな方式を採用するのかというと、将来的に施設を管理運営する業者、つまり、営業してサービスを提供する業者が設計のところからかわることで、無駄なつくりや経費を大幅に節減

することができます。想像してみてください。自分たちはこのほうがやりやすい、よりよいサービスを提供できるというやり方を設計にとり込めるからです。

従来ですと、町の方針に基づいて設計され、でき上がったものをそのまま使わなければならないため、これ要らないのにというものや、スペースにお金をかけてしまう可能性が出てきます。また、こうしたらもう少しよいサービスが提供できるのにとか、もう少し利益が出せるのにといった部分に融通が全く効かないことになります。

本事業の管理運営は、じっくりとしっかりと取り組んでもらうため、15年の長い期間で契約を結びます。その間、質の高いサービスを提供してもらうために、業者の選定は価格よりもサービス内容に重点を置かれた配点となりました。だから、DBO方式を採用した本町の趣旨、長く安定した質の高いサービスを提供するという趣旨からすると、価格重視で決めると、つじつまが合わないおかしなことになってしまいます。

提案内容についてですが、事業者選定委員の講評を見ると、今回落札した業者の提案で、地域の学校等との連携や地域の人材育成、施設を産業育成拠点として活用する点、また、観光ボランティアの育成や丹波自然運動公園との合同防災訓練の実施など、具体的に地域の多様な主体との連携が大きく評価されていました。

つまり、ただの商業施設としてのみではなく、町全体で育て上げていく施設としての評価がされ、価格の差を埋めてしまったのです。

当たり前ですが、今回の契約締結は、これから数十年続く事業の始まりです。町民一人一人が主体となって、この施設にかかわれるよう、また、この施設があって本当によかったと町民の皆さんに、また僕らの子ども世代に感謝されるよう、町全体でしっかりと取り組むことを期待いたしまして、議案第49号に賛成討論とします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありますか。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になっております議案第49号、京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約について、私は賛成の立場で討論を行います。

本施設は、京都縦貫自動車道の丹波パーキングエリアと連結をし、道の駅登録を目指す施設であり、本町の道路交通網の玄関口として、道路利用者の利便性の向上と本町の農産物及び地域特産品等の販売並びに地域情報の発信等による人との交流を促進し、活性化を図ることを目的に、あわせて防災機能も兼ね備えた施設として、比較的周辺環境も整った最も集客が図りやすい適した場所に京都縦貫自動車道の開通に合わせて整備をされるものであります。

今回、施設の設計建設についての事業者の選定に当たりましては、何よりも地域の活性化を最優先に、地域に密着した事業の実施、町内に立ち寄ってもらう工夫や促進、京丹波町ブランドの確立により、集客力の向上と町全体の活性化を図ることを主眼にして、運営サービス面に重点を置いた中で審査されたもので、にぎわいのある町をつくるためには、グレードの高い施設を核として、まずは人を寄せつける魅力ある施策を講じることが大切であります。

そういった観点から、事業者の選定には、町外の学識経験者からなる事業者選定委員会を設置され、自然環境や観光面、都市計画、まちづくり等に精通された大学の教授など、4名の委員が専門的な分野から検討を加えられたものでありまして、公平厳正に審査がなされたものと考えます。

今回の事業者の選定の方式としまして、DBO方式を採用したわけであり、入札では、結果的には提案価格が約1億4,000万円高額の業者が落札するということになりましたが、金額だけに固執するのではなく、先ほども言いましたように、将来にわたる地域貢献や、まちづくりの観点など、さまざまな提案内容から、総合的に評価されたものであり、事業者の選定は妥当であるというふうに考えます。本施設の完成により、京都府の中心に位置する中核の町として、誰もが住んでみたい町、行ってみたい町、京丹波町として発展することを念願し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終結します。

これより、議案第49号を採決します。

議案第49号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 指定管理者の選定につきましては、京丹波町公の施設の指定管理者

の指定の手續に関する条例に基づき、候補者を選定することは規定されておりますが、京丹波町地域振興拠点施設につきましては、基本契約で維持管理運營業務委託契約が締結をされておりますことから、第2条の公募は行わず、指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条候補者の選定の特例の規定に基づき候補者を選定されたのではないかとというふうに推察をいたしております。指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき正当な手續がされているのかお聞きをいたします。

2点目は、指定の期間が平成27年4月1日から平成42年3月31日までの15年間の長期となっておりますが、契約期間満了後の施設管理はどのようにされるのか、またR O O F G A T E株式会社が引き続き指定管理者となられる可能性はあるのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 指定管理者の選定につきましては、平成25年5月16日に選定委員会を開催していただき、今おっしゃられましたように、事業者を選定する上で、透明性、公平性を確保し、指定管理者となるべき事業者を選定しておることから、指定管理者の選定委員会におきましては、そういった経過等を説明申し上げまして、事業者の選定について経過等を説明しまして、事業者の選定を行っていただいたところでございます。

指定管理者の選定委員会の結果といたしまして、選定委員会として申請団体R O O F G A T E株式会社を指定管理者として適当であると決定ということで報告はいただいております。

あと、15年後ということですが、その部分につきましては、委託契約書等の中で、15年が近づいたときに、甲並びに乙と協議し、そういった部分も含めて検討することとしておりますが、基本的には、15年間の委託契約でございますので、もし、15年後、甲なり乙が契約を自然的に解除されるということになりますれば、新たに事業者を公募によって募集していくという形になるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 地域振興拠点施設の設置及び管理条例は、先ほど可決されたところでありまして、公布し施行されないと、本施設を指定管理施設として指定管理してとすることはできないと解されます。

したがいまして、今日の議会に同時に、両方の議案が指定管理もするという議案が提出されることはあり得ないというふうに解しております。

そして、指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則に定める指定管理者指定申請書、これが出ないと選定もできないということでもありますので、そこには施設の名称を記載しまして、添付書類として、ようけあるんですけど、公の施設の管理に関する事業計画を添付すると、こういうことになっているんですが、この指定管理者指定申請書が提出されたのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 指定管理者の指定申請書につきましては、特別目的会社が設立しました後、平成25年5月10日付で本町に対しまして申請書を提出いただいております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） この地域振興拠点施設の指定管理の規定につきましては、先ほど可決されました地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例第8条で、「指定管理者の指定手續等については、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の定めるところによる」ということになっておりますので、設管条例が制定されていないのに申請がされ、そして選定委員会も開かれているということは、非常に奇妙なことをごさいますて、手續上、これは瑕疵があるのではないかなというふうに思いますし、施設の名称は、この時点では、5月の16日ですか、選定委員会が開催されて、申請書が出たのはそれ以前だと思うんですが、施設の名称が決まっていなのに、記載されていると、そういう書類を選定委員会で審査するというのも、これも法的に言いますと、これはおかしいということになりますし、事業計画につきましても、先ほどの設管条例が出まして可決されましたんで、はっきりどういう事業をやるかということが明記されたわけでありまして、それ以前に、基本契約がされているからということで、事業計画が出されているということについてもおかしいので、どのような書類が添付されているのか、お聞きをいたします。

それと、もう1点であります、指定管理者は、ROOF GATE株式会社の代表取締役 寺尾純氏でありまして、法人格とはいえ、町長とはご親族関係にあります。職務の執行に当たっては、常に公正に執行されていると確信しているところでありますが、今回の事業者選定DBO方式は、非常に複雑でわかりにくいということとか、町民の方からは、厳しい意見もいただいております、疑惑や不信を招くことのないよう、町民への説明責任を果たしていただくことを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 指定管理者の申請書の点でございますが、今回、議会のほう

に提出いたします議案につきましては、それ以前に決裁を受けまして、条例審査会等にもお願いしまして、今回、条例について制定をお願いしたところでございます。

指定管理者の指定申請書というものにつきましては、施設の名称なり施設の所在地の部分につきましては、施設の所在地の部分につきましては、従来から事業を行う場所の所在地ということで、募集等も行っておりますので、その施設の所在地、また申請書類につきましては、事業者の選定の条例に基づきますものを本町が事業者の選定の段階で要求しております。

ですから、その部分が提案書ということになってまいりますし、その提案書に、あと今回事業の維持管理運営を行っていただく会社としての納税証明なり会社の定款、あと会社の概要等について申請書に添付いただきまして、審査を行っていただいたところでございます。

同時に、議会のほうにお願いするという点につきましては、よその事例等も確認して、こういった形で、今回のような方式でいく場合は、まず、議会の議決をお願いせんなんのが、地方自治法上、工事の請負契約をお願いするということになりますので、あとの二つの部分、基本契約なり今回の維持管理委託契約を仮契約として、事業を進めることとしておりますので、今回、指定管理者の地域振興拠点施設の設置管理条例、また設置管理条例を踏まえての指定管理者の指定ということで、議案を提出させていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 私の質問に答弁が十分にされていないので、暫時休憩をお願いします。

○議長（野口久之君） 暫時休憩いたします。それでは、45分まで休憩します。

休憩 午後 0時38分

再開 午後 0時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に続き会議を続けます。

暫時休憩をいたします。1時45分まで。

休憩 午後 0時45分

再開 午後 1時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほどの篠塚議員さんからの質問にお答えする形となるかと思うんですが、まずは、本事業につきましては、新しい分野といえますか、DBO方式を採用しまして、新しい事業手法で進めております。

その進め方といたしましては、先進事例なり各内閣府等の省庁からの事業手法なり事業例、

また手引き等を参考に進めております。

こういった中で、P F I と指定管理者制度を併用していくという場合の課題等も明記されておりまして、そういった課題も踏まえまして、設計工事請負契約が可決されたが、指定管理者が可決されない場合の課題等があるところでございます。D B O 事業で進める限りは、包括的な契約として事業をしていくことが最大の効果を発揮するものというふうに理解いたしておりますので、今回、設置及び管理条例と請負契約、そして指定管理者の議決を同時にお願いしていくものでございますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけど、今、篠塚議員の質疑に対して答弁もあったんですけども、今P F I なりD B O も併用してということで、いわゆる同時に提案するというものなことなんですけども、その大前提となります、先ほど質疑もあったわけなんですけども、町が持っております条例だとか規則というものを、しっかり当然、それに基づいて執行をとるか、進めていくというのが、これが大前提だと思うんですけども、その点について、先ほど、公の施設に関する条例の中で、順序が違うんじゃないかという指摘もあったわけなんですけども、それへの答弁は、それも現在の町の条例そのものがあっても、今、同時に提案することが優先するという考え方なのかどうか、一つは伺っておきたいというように思います。

それから、これも17日付でいただいた質問に対する回答の関係で伺っておきたいんですけども、今回、議案第50号にかかわって、指定管理者となっているR O O F G A T E の株主の構成、それから出資比率、出資者の保有株式数についての資料の要求に対して、情報公開条例に基づいてと、こういうことになっておるんですが、これは一般の住民、もちろん議員もですが、今回の資料要求というのは、議案第50号にかかわって資料要求をしておるわけですので、当然、審議に必要なという中身として、私、提案されるべきだと思うんですけども。

あわせて伺っておきたいのは、株主である法人などにとって企業上の秘密、財産上の秘密に属する性質を有するものであり、これを公開することによって、当該法人などに不利益が生じるため、資料の提出はできませんと、こうなっておるんですが、今回のR O O F G A T E というのは、いわゆる町がやります活性化施設の管理運営をすると、これが目的なんです。

R O O F G A T E の 膳 本 を と り ま し た ら、その目的に、当社は京丹波町と契約をする京丹波町地域振興拠点施設整備事業維持管理運営業務委託を成功するために、次の事業を営

むことを目的とするということで、京丹波町を地域振興拠点施設の維持管理運営業務と、二つ目に京丹波町地域振興拠点施設の設計建設工事請負業務と。それから京丹波町地域振興拠点施設の建設工事監督業務と、京丹波町地域振興拠点施設における地元食材の提供及び特産物の販売、地元食材を用いた食事の提供業務、五つ目としては、前各号に附帯関連する一切の業務と、こうなっておるんですが、ここにはR O O F G A T E株式会社が、維持建設工事業務を請け負うということになっておるんですが、本来なら提案をさっき議決した三つの会社との工事契約をやるんですけども、R O O F G A T Eの中には、これもやると、工事監督もやりますとなっておるんですが、どちらにしても、いわゆる施設を運営するためにつくった会社なんで、ほかのいろいろな事業をやってはるということであれば、指摘のように、当法人の不利益を生じるということかもしれません、特段求めている中身を明らかにするのは、町の指導に基づいてこういう会社を立ち上げておるわけですから、当然明らかにすべきだと思うんですけども、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 条例等、議案の件につきましては、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます、先進事例なり手引き等を確認しながら、新しい分野でございますので課題等もございますが、こういった形で進めるのが望ましいという形で文書化されておりますものを確認しながら事業のほうは、今後におきましても進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、企業との関係の非公開とするものにつきましては、これも町が出資しているものでもございませぬし、純粋に民間の維持管理運営を行っていただくことを目的として設立された会社でございます、その内容等につきましては、謄本等で確認できない部分につきましては、当然のことながら非公開ということで事例もございませぬので、今回、非公開ということをお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいんですけども、町長も会社を経営されておったわけですけども、今は役職は逃れておるわけですけども、今回の場合は、町が発注する建物の管理運営をするということで、会社がつくられた。それも、町がそういうものをつくりなさいよという指導に基づいてやられておるわけで、そこの締結をするということになっておるわけですけども、当然、町民の財産を管理すると、いろいろなことが起こる可能性も持っておるわけですが、当然、その会社の中身を明らかにするのは、ほかの事業をやって

おればまた別ですけども、活性化施設の管理運営ということの目的だけですんで、私は、当然、明らかにすべきだと思うんですけども、町長の見解を伺っておきたいというように思います。

それから、先ほど、先進事例に基づいて今回提案になっているように管理規定なり請負契約の議決なり、今回提案になっております指定管理ということになっておるんですけども、町が定めておりますそういういろいろな条例やとか法律に比べても、そこからそれ、守れていないという指摘もあったわけですけども、それに対して先進事例に基づいてやっておるんだと、こういうことなんですけど、こういうことになれば、何のための法律や条例なんだということになると思うんですね。

町民は、信頼の上に立って町が行われる、当然、法律や条例を守ると、そういう前提に立って税金をおさめたり、いろいろな協力をしておるわけですから、その前提が、こういうことになれば、私は崩れるんじゃないかと思うんですけども、その点についての見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今度、契約を予定している R O O F G A T E 株式会社の公開すべきことについては、法律に基づいて公開を求めたり公開を求めなかったりしたらよい、別にこのことに関してでなく法律に求めがあれば企業者にも事業者にも求めたらよいという指導をしていますので、それ以上でもそれ以下でもないというふうに理解していただいたら結構です。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 事業の進め方につきましては、条例、法令等を遵守して進めております。

なお、こういった二つの方式を併用していく上での課題等につきましては、十分整理が必要であるという内閣府の手引きにも明記されておりますので、そういった部分の課題につきましても、申請書等につきましては、想定という形になってくるかと思うんですが、同時に進めていかなければ事業の効果が得られないという点も考慮しながら、条例、法令等を遵守した形で事業のほうは進めているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） そもそもの出発点は、DBO方式を採用したと、PFI法に基づくということから出発しとるわけですから、当然、それも法律に基づいてやっておるわけですので

で、それを実施していく中で、先進事例に基づいて、いわゆる国も含めて指導があるんだと、こういうことなんですけども、その大前提は、もちろん憲法だとか法律だとか町の規則、条例だとかに基づいてやらなければ、何が一番基本になるだということになると思うんですね。先進事例だとか、そういう望ましいとされておることをやるんだということやったら、町民は何を信頼するんだと、もちろん、それぞれの個人との関係もありますけども、やっぱり、条例だとか規則によって行政が運営されておると、やられておると、しっかり。その信頼の上に立って税金もおさめるし、いろいろな協力もするし、町民としておるわけですから、一つ一つの事業ごとに、好きによいほうに解釈してやるというようなことは、これはもってのほかだと、一番、法律規則を守らんなんと、これ公務員としても当然のことだと思うんですね。それを、いわゆる設管規則、それから、いわゆる建設の契約と指定管理と同時にされておるんですけども、これ見たかて、指定管理の場合は平成27年4月1日から42年3月31日までの15年間と、こうなっておるわけなんです。考えてみれば、平成27年4月1日以降やないと、この指定管理の効力は発しないわけなんです、それまではどうなんだと、その人がやる予定ですということに、これはなるわけなんです。

やはり、示されておるように、一括方式でやって、サンダイコーグループと基本契約を結ぶということにDBO方式の場合はなっておるわけですから。それは、当然、そういう契約に基づいて進めていくというのは、これは当然だと思うんですけどね。出されておるいろいろな議会の議決にかかわって、出されるこういう日付については、やっぱり、1年9カ月も前のものが出されて、そして公布されたらそれに基づいてやるんだというようなことを答弁されるわけなんですけども、この場合も、平成27年4月1日からですけども、指定管理者として、明日からROOF GATEはやられるんだと、こういうことになるわけなんです、何のための指定の期日なんだと、指定の期間だということが、本当に問われるし、住民からすれば疑問やとか不審やとか疑惑やとか思う一つの要因になると思うんですね、こういうことは。

そういう曖昧なことじゃなしに明確にきちっとそういう期間の日付に基づいてやらんだら、税金かて、いつまでにおさめなさいということを書いてあるけどかまへんねやということにはならんわけで、やはり期日というのは非常に大事なんでね、行政としても、そういう曖昧なことになるという問題を持っておると、こういう形で出されればというように思うんですね。町民との関係でいうたかて、ほんまに信頼を損なう一つの要因になると思うんですけども、その点について改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 議案の48号、50号につきましては、48号につきまして

は、設置管理条例の施行日は平成27年4月1日、また公の施設の指定管理者の指定の期間につきましても平成27年4月1日から開始ということで、お願いをしているところでございまして、なぜ、今回、施設の指定管理者の指定を行っていくかという部分につきましては、今回、設立されました企業によりまして、企業の運営を行っていく上での準備期間というものが必要でございます。そういった場合に、指定管理者、会社の目的が本施設の維持管理運営が会社の目的となっておりますので、その目的が担保されない限り、なかなか事業者としても予算の関係、経費の関係もございますので、そういった部分も担保する上でも、指定管理者の指定を今回同時に併用して提案させていただいて、事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） まず、最初に、指定管理者を指定されたことにつきましては、条例の第25号、それから施行規則の第8号、それから8号に基づく訓令12号、この三つの規則と条例規則、訓令に基づいてR O O F G A T Eを指定されたのかどうかということをお聞きしたい。

もう一つは、選定委員会に上記の条例とか規則とか訓令に基づく提出資料があるわけですが、それが十分な審査ができる資料が提出されたかどうかということ。

それから、三つ目にR O O F G A T E株式会社に管理者として、それも15年の長期間にわたって管理者として業務を遂行する能力があるというように審査された根拠をお聞きしたいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 本事業につきましては、指定管理による指定を想定した上での事業者の提案という形で受け付けておりまして、そういう形で要求水準書なり入札の手続を行ったところでございます。

そういった関係で、事業計画なりは条例を遵守した形で提案をいただいているということでございます。

あと、審査の根拠につきましては、事業者からの提案をいただきまして、その部分を審査し、指定管理者の選定委員会のほうに報告をいたしております。

書類等につきましては、収支の計画書なり定款、また登記簿謄本、納税証明なり、役員名簿等、事業者の選定に必要な書類等につきましては、提出いただいております。

なお、収支の計算書なり貸借対照表につきましては、企業がまだ営業を開始しておりませ

るので、提出をいただくものではないというふうに理解いたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） ちょっと私の質問、これもしたんがまずかったんかどうかわかりませんが、選定委員会、幸い今日は選定委員長、委員会の長の副町長がお見えになっておりますので、先ほど質問した選定委員会、今聞いていますと平成25年5月16日に開催されたということですが、そのときに、先ほど申しあげました各条例、規則、訓令に基づく資料がR O O F G A T Eのものとして提出されて、十分な審査ができたのかどうかということをお聞きしたい。

それと、もう一度改めて、選定委員会の代表者として、能力、管理者としてR O O F G A T Eを選んだという根拠を教えてほしいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 5月16日に、委員会を開きまして、そのときには選定するに当たりまして、本事業は、設計建設及び維持管理運営といったものを民間事業者に一括してお願いすると、発注すると、いわゆるDBO方式で実施するところをございまして、こういったものを既に、外部委員を含めた事業者選定委員会で選定された後でございました。ですから、本来なら指定管理の選定につきましては、この手続に従って行うところをございしますが、既に事業者選定委員会で事業が選定された経緯があったということをございますから、当委員会におきましては、中身の説明を受けたということで、審査を終了したところをございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） そうすると、選定委員会では、選定は実際はしておられないということなんですね。

そこでお聞きしたいんですけども、指定管理者契約というのは、R O O F G A T E株式会社と京丹波町がするわけですので、R O O F G A T E株式会社そのものが、そういう資格者であるかどうかというのは、非常に大事でないかと思います。

逆に言えば、今回、関係グループとして参加されてる方との間には、指定管理者契約に基づく法的根拠というんですか、関係は全くないわけだと、このように思います。

その根拠と申しますのは、昨日かいただきました基本契約書の第5条ですか、乙の役割分担というところに、そのように書いてあります。「次の各号に定めるそれぞれの役割及び業

務実施責任のみを負うものとし、その責任の範囲内において、本事業を実施するものとする」と、こうなっていますね。

1として、設計業務、建設工事監理業務以下設計建設業務は、設計建設業者がこれを行う。

それから2番として、維持管理業務及び運營業務、以下総して維持管理運營業務は、特別目的会社、いわゆるROOF GATEのことだと思うんですが、これを行う、に委託すると、こうなっているわけです。

ということは、それぞれの分担された責任のみの責任を負うことということで、グループ全体での連帯責任はないということが、この役割分担の第5条で明記してあるわけですね。

そうすると、先ほど、委員長が申されたように、全体で審査された内容をそのまま今回の設定にしたということでは矛盾すると思うんです。基本契約では、グループ全体での連帯責任はないという責任分担のところで明記してあって、こういう契約がなされるのに、今、副町長兼委員長がおっしゃった発言というのか説明というのは、何か理解に苦しむわけですけども、その点はどう理解したらよろしいんですか。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 先ほど申し上げましたように、既に事業者選定委員会で選定されたということですのでございますから、中身、一切の正式書類は出てまいって、委員会で説明を受け、そして委員で十分に検討をし、効率的に選定をするということで、委員会としても選定したということがございます。

第5条「乙の役割分担」ということで、2号ですね、維持管理業務及び運營業務は、特別目的会社がこれを受託するという部分で選定をさせていただいたということがございます。

連帯責任というよりも、指定管理の選定委員会で指定管理者として適当であろうということで、5月16日に、既に選定されておりましたけども、委員会として選定させていただいたということですが、私は、ちょっと連帯責任ということにつきましては、私の理解不足で、ちょっと理解が及ばないということがございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 第5条につきましては、乙の役割分担を明確にしたものでございまして、当然、グループ全体と基本契約を締結いたします。代表企業なり構成企業、そして維持管理運営に当たります特別目的会社が乙ということで、契約をいたしますので、甲と乙が協力して事業を進めていくということがございますので、責任というのが、どの部分かというのは、ちょっとあれなんですけども、事業の推進に当たっては、甲と乙ともに協力して、事業の推進に当たっていくということで、基本契約書は締結いたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今回、指定管理をR O O F G A T E株式会社に指定するということが提案されておられるわけなんですけれども、まず、今回新たに設置された会社で、町民の皆さんもどういう会社なのかということをよくご存じないというふうに思うんですけれども、先ほど来、公表できない部分もあるようなんですけれども、R O O F G A T E株式会社というのは、どういう会社なのか、このことをまず1点、説明していただきたいのと。

それから、指定管理者でありますR O O F G A T E株式会社というのは、本店を曾根の深シノ65番地の1に、これは事業地なんですけれども、そこに設置をするということで、会社の登録がされているようなんですけれども、そこには本店が今のところつくりようがないんですけれども、本店のかわりになる事務所がどこかに設立されているのかどうかということ。

それと、これから準備の段階でいろいろとこの指定管理者の方が、事業にかかわっていくということになるんですけれども、ここの窓口は、一体どこへ言えば、ここと連絡がとれるようになるのか、その辺のところを教えてくださいなというふうに思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） R O O F G A T E株式会社につきましては、本町の入札説明書なり要求水準書で求めておりましたとおり、この地域振興拠点施設を維持管理運営するのみの目的のために、この施設のみの維持管理業務を行うためだけのために設立される新しい会社でございます。議案書にありますとおり、代表取締役につきましては、寺尾純氏、そして、会社の設置の場所につきましては、今おっしゃられましたように、地域振興拠点施設を設置いたします場所に設置されることとなっております。

あと、当然のことながら企業ですので、資本金なり株主、また監査、監査委員等につきましては、定款のほうにあるんですが、グループ企業、選定されましたグループの企業の方全てがR O O F G A T E株式会社の発起人ということで、会社は設立されております。

現在の事務所につきましては、当然、まだ会社の設置の住所が造成している最中でございます。当然ございませんので、今回、指定管理者として指定をいただきましたら、維持管理委託契約が成立するものとしておりますので、直ちに指定管理者、この企業と調整をしまして、仮の事務所なり連絡先等につきましては協議してまいりたいというふうに考えております。

現在のところは、R O O F G A T E株式会社の代表取締役と連絡をとりながら調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今、説明していただいたんですけども、この特別目的会社R O O F G A T E株式会社というのは、維持管理運営をすることのみを目的に設立をした会社だというふうに説明を受けたんですけども、先ほど話がありましたように、この会社の設立の目的というのは、京丹波町地域振興拠点施設整備事業維持管理運営業務を遂行するため、次の事業を営むということで、維持管理業務、それから設計建設工事請負業務、それから建設工事監理業務、こういう事業もやるということで、会社設立の目的になっておるようなんですけども、これはどういうふうに考えたらいいかお教え願います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 会社の目的というのは、特別目的会社でございますので、法政のほうと相談されて、こういった目的を掲げるということになったというふうに理解しておりますが、設計建設工事請負業務というものにつきましては、当然、後々の維持管理修繕等が発生してまいります。そういった意味から、設計建設の請負業務、また建設工事の監理業務等といった目的を入れるようにということで調整されたというふうに企業のほうからは伺っております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） この施設を運営するためには、大きな団体として出荷者協議会というところが、かなりかかわってくるというお話なんですけども、今までは運営する会社が決まっていませんでしたので、もし仮に、R O O F G A T E株式会社が指定管理者として決定した場合には、その調整といいますか、出荷者協議会とのやりとりとかというのは、町がかまわずに直接指定管理者とやるという形になるのか、一般的にP F Iの中では、余り自治体とか公共団体が口出しをすなというようなことも書いてあったようにも思うんですけども、どういう形で出荷者協議会との協議が進んでいくのかということをお教えください。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今、おっしゃられましたように、出荷者協議会につきましては、事業者のほうで設立をしてまいります。その設立に当たりまして、当然、町の要求水準書に掲げまして提案をいただいたものでございますので、その出荷者協議会の設立に向けての支援なり協議等については、当然、かかわっていかねばならないというふうに思っていますし、そういった形で出荷者協議会の設立に当たっていきたいというふうに考えております。

設立後の運営等につきましては、民間事業者のノウハウ等というものがございますので、そういった部分につきましては、報告を受けながらモニタリングという形になるかと思うんですが、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論をいたします。

今回、提案をされております丹波パーキングと一体的に整備をする京丹波町地域振興拠点施設を設置するに当たり、この施設の管理運営を民間事業者に委託する指定管理者制度を活用するものであります。

京丹波町地域振興拠点施設は、総合評価点でサンダイコーグループが落札をし、DBO方式による運営管理を行うことを前提として特別目的会社を設立し、事業を行うものであります。

一つには、指定期間が平成27年4月1日から平成42年3月31日までの15年間となっています。この間、公認会計士、税理士、外部機関による第三者の視点を含めた複層的モニタリング体制でチェックをしておりますが、指定期間が長期になるため、事業の目的に沿った事業が実施されているかなど、何年かごとに第三者機関でチェックする必要があります。仕様書なども明らかにされていないなど、具体的な内容が見えない曖昧な点と、また、ただいま質疑などがありましたが、行政は条例や規則に基づいて執行すべきであります。この点も、町民に対しても理解しにくいものではないでしょうか。

二つには、特別目的会社として立ち上げ、指定管理者の指定を受けるROOF GATE株式会社の出資割合について、企業上の秘密、財産上の秘密として資料の提出はできないとありますが、地域拠点施設を運営管理するために立ち上げた事業者であり、明確に示すべきであります。

また、ROOF GATE株式会社の代表取締役 寺尾純氏は、町長の親族であります。町長は、職員の倫理条例には反していないと言われておりますが、京丹波町職員倫理条例の町長及び職員の遵守事項第3条の4に、町長及び職員は、事業者等及び自己の職務に利害関係のある者との接触に当たっては、町民の疑惑、不信感を招くような行為をしてはならないとされています。

ある町民の方から、今回の入札等に関して、おかしいのではないかというメールが届きました。議員の政治倫理条例では、指定管理者に関する遵守事項の5条で、議員及び議員の配偶者、または同居する親族が実質的に運営にかかわる団体は、指定管理者にならないよう、努めなければならないとしています。

この点からしても、町長は議員以上の権限と権力が集中していることから、町長の政治倫理責任は議員に比べはるかに重いといえます。町民に不信感を与えるようなことは避けるべきであることを指摘いたしまして反対といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 平成25年第2回定例会議案第50号に賛成の立場から討論いたします。

本議案は、京丹波町地域振興拠点施設の指定管理者にROOF GATE株式会社を指定するものです。ROOF GATE株式会社は、DBO方式により（仮称）ハイウェイテラス・京たんば整備事業の選定業者となった企業グループが運営及び維持管理業務を行うことを目的とした特別管理会社です。

先ほどから繰り返し説明させていただいておりますとおり、京都縦貫道がつながることで、通過の町とならないための本町にとっては絶対に必要な施設であります。

先ほど、この議案第50号に関連した議案第49号の反対討論の中で、減価償却などがないため、指定管理者の利益はきっちり保証されるとありました。全く理解ができません。交通量の予測も明確には立たない中、先ほども同じ会派の方の反対討論で、類似の成功例がないのでこけるだろうという発言もありました。同じ会派でも反対理由が全く逆なんだと理解に苦しむのですが、しっかりと取り組まないところの可能性は十分にあると僕も思います。

指定管理者に手を挙げる民間業者は、それだけでリスクを背負っています。本体の業務と別のものに手を出すわけですから、お金以外にも時間や労力をつぎ込んで結果が出ない場合、確実に本体の経営に響きます。

指定管理者制度は、民間業者に仕事を与えるという上から目線ではなく、今回の場合も、京丹波町の現在と未来のために、お互いが協力して歩んでいくというイメージで取り組むべきではないでしょうか。

そして、この施設があつて本当によかったと町民の皆さんに、また僕らの子ども世代に感謝されるよう、町全体でしっかりと取り組むことを期待いたしまして、議案第50号に賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終結します。

これより、議案第50号を採決します。

議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

《日程第9、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおりで、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第10、議員派遣の件》

○議長（野口久之君） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成25年第2回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会

いたします。

閉会 午後 2時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 岩田恵一

〃 署名議員 松村篤郎